

令和2年度決算審査特別委員会（第6回）

令和3年9月16日（木曜日）午前9時57分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. 町長への総括質疑の有無及び総括質疑事項について
3. その他

○出席委員（16名）

委員長	横田 有 一	副委員長	川 上 弘 一
委員	平 松 俊 一	委員	池 田 誠 悦
委員	田 村 敏 郎	委員	稲 垣 明 美
委員	畑 中 静 一	委員	長谷川 生 人
委員	上 野 武 彦	委員	坂 本 繁
委員	澤 出 明 宏	委員	中 島 勝 也
委員	川 村 主 税	委員	中 川 友 規
委員	若 山 雅 行	委員	青 山 金 助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（8名）

副 町 長	宮 田 東	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部長事務取扱			
教 育 次 長	扇 田 誠	総務部総務財政課長	青 山 栄久雄
兼学校給食センター長			
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	学 校 教 育 課 長	倍 楼 司
生涯教育課長	竹 内 圭 介	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 妹 尾 洋 兵

午前 9時57分 開会

○横田委員長 おはようございます。

委員会の開催前に、お願いがございます。

町長総括質疑について、本日の審査が全て終了してからお諮りいたしますが、本日も遅い時間まで決算審査がかかる見通しとなっております。

そこで、各委員において、町長への総括質疑があると仮定し、質疑事項を文章で事務局へ午後3時までに提出していただけたら、事前に事務局で一覧表を作成しておきたいということです、御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、3時までに質疑項目を事務局のほうまで提出してください。

時間前ですけれども、皆さんそろっていますので、これより令和2年度決算審査特別委員会第6回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日の農林水産課の質疑の中で、中山間地域所得向上支援事業補助金関係の追加資料がございました分について、閲覧用で用意しておりますので、後ほど御覧お願ひいたします。

また、商工観光課より追加資料の提出がありましたので、配付しております。

それでは、初めに都市住宅課より、資料の訂正と説明がありますので、経済部長と都市住宅課長が出席しております。

都市住宅課長、経済部長、よろしくお願ひいたします。

○青山経済部長 大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

さて、昨日、審査をいただきました都市住宅課所管の共通様式ナンバー10において、歳出補正の説明欄中に不要な表記があったことから、その部分を削除した資料と差し替えをお願ひするものでございます。

その部分とは、歳出補正の欄の中段にございます工事請負費の下、「冬トピア団地(90棟)長寿命化改修工事」とすべきところを、「冬トピア団地(90棟)長寿命化改修工事管理業務委託

料」という、「管理業務委託料」という表記が不要な部分をそのまま表示しました。この部分を削除した資料と差し替えをお願ひするものでございます。大変お手数をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

以上で、都市住宅課に対する審査を終了します。

経済部長、都市住宅課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時02分 再開

○横田委員長 休憩前に引き続き、再開します。

これより、教育委員会の聞き取りを行います。

教育次長、学校教育課長、生涯教育課長、お疲れさまです。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願ひします。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的内容については、特段の説明のない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

その前に、マイクをそばにつけてしゃべってくれないと、ちょっと言いづらい部分があるので、お願ひいたします。

それでは、学校教育課の審査を行います。

学校教育課長、お願ひします。

学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 それでは、学校教育課所管の部分について御説明を申し上げます。

まず、共通様式でございます。

ナンバーの1、教育委員会費でございます。当初予算210万5,000円に対しまして、補正予算で49万5,000円を減額し、予算現額を161万円に対しまして、支出済額が156万4,520円、不用額は4万5,480円で、執行

率は97.2%でございます。事業目的は、教育委員会の円滑な運営執行でございますが、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの2、事業決算名が事務局費（学校庶務）でございます。当初予算が408万7,000円に対しまして、3月の整理予算などで54万7,000円を減額し、予算現額を354万円に対しまして、支出済額が333万8,091円、不用額が20万1,909円で、執行率は94.3%でございます。事業目的は、教育委員会事務局の円滑な運営と、教育環境の充実となります。決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの3、事業決算名が対外競技参加費でございます。当初予算額500万円に対しまして、6月、3月に補正予算で合わせて421万6,000円を減額し、予算現額を78万4,000円に対しまして、支出済額が78万3,022円、不用額は978円で、執行率は99.9%でございます。事業目的は、学校教育活動としての対外競技の参加による児童生徒の向上心や健全な精神の育成となりますが、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの4、事業決算名が事務局費（学校教育）でございます。当初予算が546万2,000円に対しまして、6月、12月に増額補正、3月に整理予算による減額により、合わせて53万3,000円を減額し、予算現額を492万9,000円に対しまして、支出済額が373万7,392円、不用額は119万1,608円で、執行率は75.8%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりとなっております。

続いて、ナンバーの5、事務局費（教育助成）でございます。当初予算が153万8,000円に対しまして、3月に整理予算により35万6,000円を減額し、予算現額を118万2,000円に対しまして、支出済額が117万6,423円、不用額が5,577円で、執行率は99.5%でございます。事業目的、決算内容については記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの6、事業決算名はス

クールバス運行費でございます。当初予算額が3,854万3,000円に対しまして、補正予算により合わせて555万5,000円を追加し、予算現額を4,409万8,000円に対しまして、支出済額が4,248万9,591円、不用額が160万8,409円で、執行率は96.4%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの7、学校教育公用車管理費でございます。当初予算50万3,000円に対しまして、3月の整理予算により6万9,000円を減額し、予算現額を43万4,000円に対しまして、支出済額が39万4,239円、不用額が3万9,761円で、執行率は90.8%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの8、教員住宅管理費でございます。当初予算2,199万9,000円に対しまして、3月の整理予算により394万9,000円を減額し、予算現額を1,805万円に対しまして、支出済額が1,508万2,145円、不用額が296万7,855円で、執行率は83.6%となっております。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの9、事業決算名が学校情報通信ネットワーク環境整備費でございます。この事業については、前年度からの繰り越し事業となっております。前年度繰越額が9,470万9,000円を予算措置をしておきまして、支出済額が9,226万1,950円、不用額が244万7,050円で、執行率は97.4%となっております。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの10、事業決算名が大沼地区小中学校統廃合事業費でございます。こちらも継続事業でございます。前年度繰越額が1,802万8,000円を予算計上しておきまして、支出済額が1,572万3,600円、不用額が230万4,400円で、執行率は87.2%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの11、学校管理費（小学校）

でございます。当初予算が6,944万5,000円に対しまして、6月以降、何回か補正をしてございますが、合わせて849万1,000円を増額し、予算現額を7,793万6,000円に対しまして、支出済額が7,393万8,591円、不用額が399万7,409円で、執行率は94.9%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続いて、ナンバーの12、児童保健衛生費でございます。当初予算が570万8,000円に対しまして、補正予算により合わせて27万8,000円を減額し、予算現額を543万円に対しまして、支出済額が540万6,684円、不用額は2万3,316円で、執行率は99.6%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの13、校舎等営繕費（小学校）でございます。当初予算1億2,719万5,000円に対しまして、補正予算により595万8,000円を減額し、予算現額を1億2,123万7,000円に対しまして、支出済額が1億1,976万4,326円、不用額は147万2,674円で、執行率は98.8%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの18、事業決算名が教育振興費（中学校）でございます。当初予算2,382万6,000円に対しまして、補正予算では3,920万円を増額し、予算現額を6,302万6,000円に対しまして、支出済額が6,202万3,332円、不用額が100万2,668円で、執行率は98.4%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。（発言する者あり）

申し訳ございません。ナンバーの14でございます。ナンバーの14、御説明申し上げます。ナンバーの14、教育振興費（小学校）でございます。当初予算3,027万5,000円に対しまして、補正予算により8,153万円を増額し、予算現額を1億1,018万5,000円に対しまして、支出済額1億998万2,559円、不用額が182万2,441円で、執行率は98.4%で

ございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの15でございます。学校管理費（中学校）になります。当初予算4,400万2,000円に対しまして、補正予算では697万2,000円を増額し、予算現額を5,097万4,000円に対しまして、支出済額5,071万6,179円、不用額が25万7,821円で、執行率は99.5%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの16、生徒保健衛生費でございます。当初予算236万円に対しまして、補正予算で12万6,000円を減額し、予算現額を223万4,000円に対しまして、支出済額が222万7,693円、不用額が6,307円で、執行率は99.7%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続いて、ナンバーの17になります。校舎等営繕費（中学校）でございます。当初予算3,158万3,000円に対しまして、補正予算により1,249万3,000円を増額し、予算現額を4,407万6,000円に対しまして、支出済額が4,355万9,061円、不用額が51万6,939円で、執行率は98.8%でございます。事業の目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバーの18、教育振興費（中学校）でございます。当初予算が2,382万6,000円に対しまして、補正予算額により3,920万円を増額し、予算現額を6,302万6,000円に対しまして、支出済額が6,202万3,332円、不用額が100万2,668円で、執行率は98.4%でございます。事業目的、決算内容は記載のとおりでございます。

続きまして、様式の1、令和2年度事務事業予算全額未執行の状況でございます。

今回、学校教育課としては3件の案件がございます。記載の3件でございます。

次に、様式の2、令和2年度予算流用及び予備費の充用の状況としては、1件、流用がございます。記載のとおりの内容でございます。

続きまして、本日、追加資料として提出しまし

た資料について御説明を申し上げます。

まず、1としまして、令和2年度の各小中学校の燃料費別の単価、使用量の資料でございます。

まず、1ページについては、各学校ごとの燃料別にまとめた総括表となっております。

2ページから8ページまでが、それぞれ重油、灯油、プロパン、チップ、電気料をそれぞれ学校ごとにまとめた表でございます。

続きまして、2番の大中山小学校設計時の電気暖房の積算内容については、9ページに資料として提出をしてございます。

一つ飛びまして、4番で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業に係る財産の買入れ契約、80万円以上及びその他の契約につきましては、ナンバーの10から14ページまでに資料を用意してございます。

また、参考資料としまして、15ページから20ページまでに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業により購入した物品を、それぞれ事業ごとにまとめてございますので、御参照願いたいと思います。

最後に、要求のございました軍川小学校、大沼小学校、体育館解体工事の積算資料につきましては、枚数が非常に多かったために、閲覧用として用意してございますので、御確認を願いたいと思います。

資料の説明につきましては以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 本日、追加資料をいただいて、結構ボリュームあるので、少し目を通す時間をいただきたいのですけれども、いかがですか。

○横田委員長 皆さんにお諮りします。

今、平松委員から、追加資料が出たので、若干、休憩して、中身を見たいということですが、けれども、いかがでしょうか。必要ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 どのぐらいですか。(発言する者あり)

10分間でいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、10時30分まで、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

平松委員、御質問ありますか。

平松委員。

○平松委員 いろいろありますので、よろしくお願ひします。

共通資料のナンバー4、この事業目的7、報償費の中に、教育支援委員会専門委員会委員というのがあるのですけれども、これ、どういう人が何人ぐらいいるのか、教えていただきたい。

それから、これは外国語の指導者のことになると思うのですけれども、13、住宅借上料ということで計上されていますが、これは町のほうで指定している、ここに入ってくださいというものなのかどうかの確認をお願いします。

ナンバー6のスクールバスのことをお聞きしたかったですけれども、この追加資料を見ますと、バスに関しては日精算なのですね。ところが、ハイヤーのほうは時間精算となっているので、ちょっとぱっと見ただけなので、この委託料の計算の仕方の、ちょっと簡単な説明をお願いしたいと思います。

ナンバー8、この中に、12の委託料の中に、浄化槽の維持管理委託料というのがあるのですけれども、これは何件分なのか。

それから、同じところの14、教員住宅の解体工事というのが計上されていますが、これ、何棟を、どこの業者が、どういう方法で、多分、入札したと思うのですけれども、すみません、ちょっと記憶に残っていないので、その説明をお願いしたいと思います。

すみません、ナンバー9の委託料、学校情報通信ネットワーク環境整備委託料というのは、これ、どういうところに、どういう方法で発注したのか、説明をお願いします。

それから、ナンバー10、14の工事請負費、これ、岳陽学校、3億幾らで1回工事したのだけ

れども、体育館か何かが残っていて、それをやった工事だったかな、1,500万円、これの説明をちょっとお願いします。

それから、次のナンバー11、この需用費の中で、追加資料を見ると分けられると思うのですが、他にも他のものがありますよね。プロパンの金額の次、燃料費、その他204万9,000円、これ、その他というのは何なのか教えていただきたいのと、電気料が、これ、小学校の分として1,900万円ですけれども、小学校の分がこっちに出ていましたかね。出ていたから、ここはいいの。これはいいです、すみません。

それから、13、使用料、賃借料、教師用のパソコンの借上料というのがあるのですけれども、これは個人のパソコンを借りているという意味なのですかね。この説明をお願いしたいと思います。

それから、17の備品購入、指導者用の備品購入はこの追加資料に出ているものなのかな。ちょっとすみません、見きれなかったの、説明をお願いしたいと思います。

今のナンバー11の補正の中に、12月の議会でコロナ感染予防、換気による燃料費というのが281万円計上されているのですけれども、これ、どこに充当した分なのか、ちょっと説明してください。

続いて、ナンバー13、この中の委託料、これ、ほかにも出てきますけれども、12の委託料の中に、自家用電気工作定例保安管理業務委託料というのがあるのですけれども、これ、できればどういうものを学校別に幾らずつという説明をちょっと、分かるかな、お願いしたいと思います。

17の備品購入の中に、17というのは、今のナンバー13ですよ。13の中の17の備品購入、一番最後のところですね。これは462万1,000円の中身をちょっと説明してください。表に出ているのかもしれませんが、ちょっと照らし合わせできなかったの、すみません、お願いします。

それと、次のナンバー14、これの13のパソコンシステムの借上料、これをちょっと説明をし

ていただきたい。

それから、補正で、右側の四角の中ですけれども、7月の議会の中で、ドラム式洗濯乾燥機194万円、これ、どこの学校の分なのかをお願いします。小学校。

続いて、ナンバー15、これは中学校になりますけれども、10の電気料が、七中分はこっちに出ているのです。これはいいです、こっちに出ていましたから。

さっきも聞きましたけれども、13の教員用のパソコンの借上料、これも多分同じ説明になると思うのですけれども、一緒をお願いしたいと思います。

それから、備品の購入、17ですね。この中に、指導者用の備品購入費というのが四百幾らあるのですけれども、これもこっちの表に出ているやつがそうなのか、ちょっとすみません、うまく照らし合わせができないのですよ。何の分なのか。デジタル教科書とか書いているのですけれども、備品購入というの何なのかを、分かりますか、それをお願いします。

続いて、ナンバー17の14の工事請負費、各中学校保健室エアコン設備、これ、つけたのですけれども、これ、各校ごとに出ていますか。1台ずつ、多分、3か所だと思うのですけれども、学校ごとに値段が違うのかどうか、それを確かめたいので、割る3なのか、学校ごとに値段が違うのか、エアコン設置工事の内訳をちょっとお願いします。

それと、次のナンバー18、備品購入の中で、庁用機具購入費304万8,000円というのがあるのですけれども、これと、次の庁用機具購入費臨時交付金対象事業304万円、ここの2か所の説明を、追加資料のどこなのかを教えてください。

これで一応一通り聞いたのですけれども、一番最後に、追加資料で、9ページの大中山小学校設計時の電気暖房の積算内容ということで作られているのですけれども、これは設計書の中から抽出して作ったように見えるのですよね。これが仕様書の中にあつた分だとはちょっと思えないです。こういう書き方は、普通、設計屋さんでも何でも

しませんから、疑うわけではないですけれども、この説明、説明できるのか。例えば、通電容量というのは、どういったものが入っているのか。それから、通電時間は22時間。前には、何か22時間という数字ではなかったと思うのですけどね。使用日数はいい。通電率というのがあるのですけれども、この通電率というのは、そもそも使用した時間で変わる話なのか、ちょっとこの説明、お願いしたいなと思います。これは何か二タイプあって、どちらかどうなのか、床暖の分と普通の照明という話なのか。

私が聞きたかったのは、体育館を床暖にした理由なのですよね。例えば、灯油だとか重油だとか、そういうものと比較して、炭で回せばほこりっぽいからとか、のどが乾くからとか、そういうこと、それから、避難施設に指定されているので、床が冷えないように床暖にしたのだとかという、その比較、決定した理由というのが欲しかったのですけれども、これだけ見ても、何かその辺の過程がわからないので、設計時にどういう判断でこういう設計になったのか、決定したのかというところを教えてください。

以上です。

○横田委員長 学校教育課長。

○梧楼学校教育課長 休憩もらっていいですか。ちょっと整理したいと思います。

○横田委員長 どのぐらい、時間は。

○梧楼学校教育課長 15分。

○横田委員長 15分。

○梧楼学校教育課長 はい。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

15分。11時より再開いたします。

午前10時42分 休憩

午前11時09分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

平松委員に対する答弁から入ります。

学校教育課長。

○梧楼学校教育課長 貴重な時間、費やしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

それでは、順に答弁してまいります。

まず、ナンバーの4の資料に対しまして、教育支援委員の人数とかの答弁でございます。教育支援委員、特別支援の学校の先生だとか、養護教諭、また、保健師で編成しております、合計で10名でございます。特別支援の先生については、七小、藤城小学校、大中山小学校、岳陽学校、大中山中学校、七中の先生から成っております。

続きまして、その中の使用料及び賃借料で、外国語指導助手住宅の借上料でございます。こちら、本町の住宅を借り上げしてございまして、1名分の方分でございます。

次に、ナンバー6、スクールバス運行費の関係で、バスは日額、タクシーは時間ということの根拠ということでございます。これは陸運局で定めている額で契約をさせていただいております。タクシーについては、現在、時間ということで契約してございますが、借り上げという方法もございしますが、時間で借りたほうが安くなるということから、現在の契約となっております。

続いて、ナンバー8の委託料でございましたね。(発言する者あり)大変申し訳ありません。浄化槽ですね。浄化槽につきましては、岳陽学校が2か所、岳陽学校の前に1棟2軒入る住宅と、旧東大沼小学校のところに1棟2軒入る教員住宅がございまして、その部分でございまして、藤城小学校にも1棟2軒の教員住宅がありまして、その部分でございまして。

解体工事でございますね。解体につきましては、令和2年度、七重小学校教員住宅、これはめぐみ館の下にあった教員住宅でございます。また、大中山小学校の教員住宅と、グラウンドの上にあった住宅、それぞれ1棟を解体工事をしてございまして。

解体した業者につきましては、めぐみ館の下が函館産業機械と、大中山小学校についてはグリーンオオモリの業者でございまして。

続いて、ナンバー9のネットワーク整備に関して、委託料でございます。こちら、委託については、ネットワークの配線等委託事業と、ネットワーク構築ということで、大きく二つの委託事業がございまして。ネットワーク配線委託事業につき

ましては、大沼地区については松田電設株式会社と、本町地区についても同じく松田電設、大中山地区は三木電気でございます。また、ネットワーク構築につきましては、エフエスシーの会社で委託を行っているところでございます。

次に、ナンバーの10の工事の内容ということでございます。工事につきましては、岳陽学校のボイラーの改修、同程度の機能のもののボイラーの改修をしてございます。また、国旗掲揚塔の設置工事と、倉庫の増築の工事をしてございます。その3工事でございます。

続いて、ナンバーの11、需用費のその他は何かということでございます。これにつきましては、木質チップということでございます。

次に、13の使用料及び賃借料の教師用パソコンの借上料でございます。こちらは教師用のパソコンを借り上げをしてございます。100台、2か所からリースをしているのですけれども、5年間の契約のもので、50台、50台ということで、ここでは100台のパソコンを借り上げをしてございます。

続いて、備品購入費でございます。備品購入費につきましては、指導者用備品購入費として、これはGIGAスクール構想で指導者用のタブレットを購入したというものでございます。

続いて、11の、申し訳ございません、12月議会でコロナ感染症予防による燃料費ということでございます。これについては、コロナ感染予防に対しまして、各学校ごと、窓を開けて換気をするということですから、暖房が多くかかるだろうということで予算措置をしてございます。いろいろな各学校で重油、灯油だとか、ガスだとか使っておりますので、そこに充当しているというものでございます。

続いて、ナンバーの13の委託料、電気保安の委託料ということでございます。こちらについては、小学校4校、義務教育学校1校、中学校2校、全ての学校の工作物を点検をしているというところでございます。

備品、462万円の内容ということで、これもコロナの臨時交付金の対象事業で、扇風機を買っているのですけれども、内訳でいくと、七重

小学校が52台、大中山小学校が46台、峠下小学校が6台、藤城小学校が18台、岳陽が13台ということでございます。今回、資料を提出しましたけれども、15ページの中にそこも記載をしているところでございますので、御確認をいただきたいと思っております。

続いて、ナンバーの14、パソコンシステムの借上料でございます。これは校務支援システムといいまして、学校の先生方が児童生徒のデータ管理だとか出欠管理だとか、そういうものを行うシステムがあります。その借上料というところでございます。

次は、備品の15ページ、ドラム式の洗濯機でございますが、それも本日提出しました資料の15ページの中に、下から大きく三つ目のところに、小学校と中学校の欄がありますが、それぞれ台数をここに記載をしてございますので、御確認をいただきたいと思っております。

続いて、ナンバーの15、教師用パソコン借上料でございます。こちら50台、教師用のパソコンということで借り上げをしてございます。期間については5年間のリースということでございます。

続いて、17の備品購入費について、指導者用備品購入費につきましては、GIGAスクール構想で購入した教師用のタブレット分、これは中学校ですから、中学校の教師分ということでございます。

続いて、ナンバーの17、工事のエアコンでございます。詳細は15ページにもありますけれども、各中学校の保健室のエアコンということで、中学校は大中山中学校、七飯中学校、また、岳陽の保健室にエアコンを設置したということでございます。

続いて、18の備品でございます。庁用機具購入費と、庁用機具購入費臨時交付金事業の、何を購入したかということでございます。まず、庁用機具購入費につきましては、生徒用の椅子、机等を購入をしてございます。臨時交付金対象事業では、洗濯機、ストーブ等を購入をしてございます。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 私の方からは、追加資料で提出しました大中山小学校の設計時の電気暖房の積算内容について御説明申し上げます。

まず、この大中山小学校の暖房方式は、蓄熱の床暖の方式をとらせていただいております。それで、電気料金、通電容量45キロワットというふうに記載してまずございますけれども、これにつきましては、ホットタイム22ロングという北電の契約の名称でございます、45キロワットの機械が53基、地下にあります。それと、もう一つがホットタイム22という10キロワットの電気の施設が12基ございまして、これが同時に暖めるのではなくて、交互に回って暖めているということでございまして、通電時間についても、24時間のうち22時間は使えるというような契約の内容でございます。

それで、通電率というのは、こちらで実際の設定した20度については、約38%の通電で賄えるというような計算でございまして、あと、当時、この体育館、床暖にした理由でございますけれども、教育委員会のほうでは、ガス、灯油、電気の3方式で、当初、比較をしております。それで、この3方式の中で、これからのランニングコスト等を積算いたしました結果、電気が、避難場所ということで、もしかして急な停電があったとしても、蓄熱暖房ということで、3日間ほどは大丈夫だというような電気暖房になっているということもございまして、こちらで電気暖房の決定ということにいたしてございます。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 12月の議会で同じようなやりとりしたようなことがあったと思うのですけれども、ナンバー11のところの換気による燃料費の追加ですね、281万円を充当したと。だけど、不要費は400万円くらい出ていると。あの時点で、この充当費というのが、冬のなりかけの話ですから、足りなくなるのだろうと考えたこと自体は間違いではないのかもしれませんが、結局は相当な不要費が出ている。このとき、ちょっとあちこちの別の町でこういう充当のことをどうなのだと聞いたら、ほとんど答えは同じだったのです

よ。前半、灯油が安かったので、まず追加しなくても大丈夫だろうと思うと。窓を開けても、当初予算で間に合うというところがほとんどだったのですけれども、それでも追加したという判断がどうだったのかということで、今、確認をしたかったですけれども、何かこれを充当しなければいけないという判断材料というか、もし説明できるものがあればお願いをしたいと思います。結果的には不用額が大分出ていますから。

学校の先生たちのパソコンの借上料というのと、今のナンバー11のところですけれども、例えば13の使用料で教員のパソコンの使用料というのが300万円くらい上がっていて、17では備品購入で、指導者用の備品購入費、これが臨時交付金の中で681万円出ている、これがタブレットだという説明だったのですか、今、ダブっていないのかなという疑問がありますので、再度、そこをお願いします。

ナンバー13のところ、これはほかのところでも出てくるのですけれども、12の委託料の中に、自家用の電気工作物と、単純に何かこの言葉からいくと、自家発電だとか、キュービクルだとか、そういったものことなのかなと思ったのですけれども、ちょっとその言葉の説明をもう一度お願いしたいと思います。各学校でそういう工作物がという説明だったので、何なのかをもう1回、分かるようにお願いしたいと思います。

ちょっと二種類、表があるので、例えば扇風機を買ったといたら、これは臨時交付金だから金額は合っていますね。ところが、ナンバー14のところ、ドラム式の洗濯乾燥機というのが15ページに出ていると。これ、足したら合いますか。何か金額が合わないような気がするのだけれども、私の計算違いなのですかね。7月議会、ドラム式洗濯乾燥機ほか194万2,000円、これが15ページで説明されているということなのですけれども、金額が合わないと思うのですが、ちょっとこの確認をお願いしたいと思います。

それから、同じところで、ナンバー14ですね。13項目で、パソコンのシステムの借上料ということの御説明、今受けたのですけれども、校務支援システム、これの借上料だと。この校務支

援システムというのは、リモートを前提としたシステム、前提というか、リモートも入っているシステムではないのですか。その確認をお願いしたいと思います。リモートがすぐできるような仕組みが内蔵されているものであれば、ちょっと今のコロナ禍で、対応の仕方が少しどうなのかなと思うものですから、その説明をお願いします。

最後の18のところ、庁用機具、これが300万円のほうが椅子とか机ということですか。それから、臨時交付金のほうではストーブだとか洗濯機だとかと言ったと思うのですけれども、これも何か品物がダブっていないのかなと思うのですけれども、再度、確認をお願いしたいと思います。

それから、次長のほうの答弁の件なのですが、停電時に3日ぐらいもつというシステムを入れたと。さっきもちょっと言ったのですが、基本的に、例えば重油を使った、灯油を使った、電気を使ったと、その出だしに、この蓄熱式に決めた判断材料というのはないのですね。結局、蓄熱式でやるということで、もう最初からスタートしたということで、考え方としてはまずそういうことでもいいのですか。

それと、一番大きな問題なのですが、これは通電時間を20度を保つために22時間の設計なのです。22時間といえば、体育館を開放して、一般の方も使うという時間が当然含まれていますよね。24時間しかないうちの22時間通電するという想定ですから。それで、想定年間の電気料金が、当時と少し電気代が違うかもしれませんが、160万円で間に合うという設計だったのですよ。

ところが、実際には、大中山小学校、これ、体育館の分だけなのかな、904万円、これはほかの教室の分も入っているのかな。どっちにしても、全く数字が違いすぎる。私、問題にしたのはそこなのです。どうしてこんなに違うのかなということなのです。前の定例議会での御説明は、想定した運転時間よりも長い、温度が高い、そういうことを言っていましたね。それにしても違いますよ。その温度を高くしているのが、例えば26度ぐらいに設定して、22時間びっちり電気を

流したとか、それでもこんな金額にならないのではないですかね。

というのは、七飯中学校のほうの電気料金、まとめて出してくださいましたけれども、七飯中学校というのは、体育館も教室も両方電気ですよ。それで、卒業式だ何だとやると、ちょっと寒いので、ジェットヒーターのようなストーブで加熱しながらやっているというふうに聞きましたけれども、ここで1,400万円くらい。だから、こういうのと比べても、体育館だけで600万円なのか900万円なのか、何にしても七中で電気代が高いというのは、前から議会でも話題になっていて、何か機会があったら変えたい、そういう検討もしたいというような答弁がたしか、次長はいなかったかもしれませんが、されているのですよね、昔。それをあえて新築工事で入れた根拠が、160万円くらいで済むという話が、実際は全然違うと。これが一番問題なので、もう少し御答弁をお願いしたいと思います。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、順番にお答えしてまいります。

まず、ナンバーの11で、12月議会でコロナ感染対策のために燃料費を増額したのですけれども、3月の現在、不用額が400万円あるので、そのときの判断としてどうだったのかというところがございます。他の自治体も照会していただいたと、そういうことがございますけれども、七飯町としては、12月ですから、その後、寒くなることも想定して、当然、予算的には、窓を開けますので、燃料費が、単価の関係もありますけれども、足りなくなることを想定したというところで、増額としてございます。最終的には使わなくなって、不用額を出したというところもございますが、そこら辺はもう少し突き詰めて、3月末、整理していけばよかったというところは反省するところがございますが、判断としてはそういうことで、12月の判断としては間違っていなかったのかなと思ってございます。

続いて、教師用のパソコンの借上料と購入費の関係でございます。教師用パソコン借上料につきましては、普通のというか、今回、G I G A ス

クール構想により、タブレット、全体で、小学校児童、中学校生徒、小学校、中学校の先生の分として、全部で2,300台を購入をしてございます。ここに備品購入費としてありますのが、682万円ということであるのが、これは小学校の先生分として、タブレット分でございます。教師用パソコン借上料につきましては、以前から先生たちのデータ管理のために使っているパソコンでございます。その借上料というところでございます。

洗濯機だとかの合計が合わないのではないかとこのところの話でございます。今回、学校教育課としても、いろいろな事業メニューで物品を購入して、まとめたのがこのナンバー15、16でございます。各事業ごとにそれぞれの項目でまとめた結果がこれでございますので、これで誤りがないものとしてございます。ただ、ちょっと見にくかったかなと思って、反省はしているところでございますけれども、この内容を御確認いただければというところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 大中山小学校の体育館の電気暖房の件なのですけれども、質問では、電気暖房ありきで進んだのではないかと話でしたけれども、決してそうではございません。3方式を比較しまして、やはり値段が安かったと。また、災害時避難所に指定されていることから、急な停電があっても、蓄熱だから3日間はまず大丈夫だと。その間に復旧できるという利点がございます。

それと、通電時間、22時間ということで計上してございますけれども、これは22時間、電気を使えるというだけで、あくまでも契約の中身でございます。22時間フル稼働したということではないのです。それで、使用日数掛ける通電率というのがございまして、ここで38%、62%減額しているというのは、室温に合わせた使用の設定でいくと、この温度に保つには22時間の38%やれば大丈夫ですというような考え方でございます。

また、当初の、今の実績の電気料、これと、設計時の金額があまりにも違うのではないかと

御指摘でございます。これにつきましては、現実、そのように乖離が見受けられるということでございましたので、先般の民生文教常任委員会のときに、今年の、来月、再来月から来年の4月ぐらいまでの半年間ぐらいで、今の使われ方とか、センサーがどこにあって、どういう反応をしているとか、これを設計業者のほうと検証しながら、確認をしてみたいということで報告をさせていただいてございますので、この結果につきましては、今年、寒くなった時期の調査を改めて見てからの回答になるので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 大変申し訳ございません。答弁漏れが2点ほどございましたので、追加して答弁してまいりたいと思います。

まず、自家用電気工作物の保安点検の関係になりますけれども、工作物は何なのかという問い合わせでございます。学校ごとにものは違うかもしれませんが、キュービクルだとか、分電盤等の一般的な電気保安の管理に対する委託ということでございます。

また、教師用のパソコンのシステムで、リモートも入っているのかというところでございます。これについては、校務支援システムは学校で使うもので、リモートの機能というか、リモートは入ってございません。リモートにつきましては、今、GIGAスクールで購入したタブレット等にはついてはいますが、こちらのパソコンシステム借上料ではリモートは入っていないというものでございます。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 課長、すみません、洗濯機の、15ページの資料では小中学校、小学校が128万円、中学校が96万円、これ、足したら194万2,000円にならないのではないかなということで聞いているので、ちょっと私の見ているところが違うのか、その説明で終わりにしたいと思いません。

それから、次長のほうには、結局、電気ありきではないという資料が本当は欲しいのですけれど

も、結局、ガスだ、灯油だ、電気だ、その比較をしたとおっしゃっていますよね。したのであれば、それが欲しいということなのですよ。なぜこだわるかといったら、例えばこの通電率38%の根拠というのは何だったのですか。学校開放は旧校舎のときからずっとやっているわけですよ。そうすると、体育館の使用時間とかというのは、新しくなったから少し利用者は増えているかもしれませんが、例えば今まで一団体しか使っていなかったのが、5団体に増えたとしても、体育館で使うのは、一団体だろうが5団体だろうが、差はないはずなのですよ。その理屈は分かりますよね。それを20度の設定で、運動する人たちが20度で寒いと言ったから、例えば25度、26度にもしたのか、その辺の説明が、この何百万円も開きがあるという回答にはなっていないと思うのですよ。どうなのですかね。だから、設計屋が悪いのか、こっちで、例えば通電率は38%くらいですと言ってしまっているならしょうがない。設計屋さんに出したデータというのがどうだったのか。体育館の使用時間、こういったものを今まで使っているの、それに見合う設計をしてくださいということをやすべきだったのですけれども、やっていなかったのかなと思うので、しつこく聞いているのですよ。そこら辺、どうなのですか。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、再度、答弁してまいります。

洗濯機、例えば洗濯機ですけれども、ナンバーの14の教育振興費、小学校の中の備品購入費の中の庁用機具費というので、洗濯機を購入してございます。庁用機具費の臨時交付金対象事業というところで、ここに入っているのですけれども、この中では206万6,150円ということで、私ども積み上げているのですけれども、この中に、洗濯機だとか、そのほかに除湿器等も入っております、その積み上げはそこは合わないのですけれども、今回出した資料の15については、ここの洗濯機のところについては、洗濯機だけ、特にこういう表示をしているので、ここの整合性はそういうことで、ほかのも入っているの

で、共通様式のほうと合っていないというところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 大中山小学校の体育館の暖房の件ですけれども、ここを、使われ方等、いろいろ詳細の説明等、当時行っていたのかという話でございますけれども、今回、今これから調査に入りますので、その辺の具体的な内容等も詰めまして、報告をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 それだったら、全く最初に質問した、今回でないですよ、3月の議会だったかな、言った後から何も進展していませんよね。勘違いなされていたのかもしれないですけれども、結局、私は、設計に問題があるのではないのかということをお聞きしたかったわけですよ。設計屋さんはこういうふうにはじいたと。ところが、通電率が違うから仕方ないのだという話なのか。それ、もう半年くらいたっても、まだこれから調べますという話はどうなのかなと思うのですけどね。結局、設計に問題がないという話で答えられているのか、設計を想定したときの数値が違うという答弁なのか、それを我々に示していただきたいことなのですよ。だから、これから調べますと、今答えられないならしょうがないけれども、10万、20万ぐらいの違いなら、まあまあ、今までの説明で分かるのですけれども、基本的に何百万円という単位が違って、まだできたばかりで、これから学校は70年使うとおっしゃっているのですよね。その間にもものすごい想定間違いで無駄なお金を払う可能性がある。例えば設計が間違っているのだったら、設計屋さんにごこの施設を直させるだとか、基本料金を常に持てだとか、そういう瑕疵、求めることができるのではないかなと思ったので、しつこく聞いているのですよ。全部七飯町でかぶる話が、七飯町が悪かったのか、それとも設計屋さんにご頼み方が悪かったのか、もしくは、設計屋さんが単純に想定間違いしたのか、そこら辺、はっきりしてもらいたいなと思っているのですよ。もう一度お願ひします。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 これにつきましては、やはり設計業者はこの計算で当然出していますので、それと、我々学校のほうでどのような使われ方をしたのか、その辺の検証をやったりきちんとしていかなければならない。それで、その調査につきましては、やはり寒くなったときからでないと、調査はちょっとできませんので、それで今、春先はやっていなかったと。この冬で調査をしていきたいということでございますので、どちらが悪かったのかということ、総合的な検証、調査しますと出てくるのではないかと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 調査されるときの裏づけの資料として、今まで、例えば1月の電気料金、それから使用量というのが出てくるわけですね。当然、そういうグラフを書けるわけですから、それと、この20度で38%、22時間の38%を基準としたグラフと比べればいいわけですから、これが似たようなラインであって、想定温度だけが高くなっているから、電気代が増えたのだと、こういう説明をするのであれば、相当な温度差が出てくると思うのですよね。28度だ、30度だ、そういうふうにした記録みたいなものがちゃんと出てこない、これはつじつまが合わないと思いますので、これから調べるのであれば、そこら辺、はっきりした資料を出していただきたいと思いません。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 当然、調査した結果につきましては、資料をつけて、皆さんのほうに御報告をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○横田委員長 あとは。

川村委員。

○川村委員 ちょっと確認のため、質問させていただきます。共通様式のナンバー14、内容のほうにちょっと見えないのですけれども、補正のほうに教師用デジタル教科書ほかということで、1,700万円あるのですけれども、教師用のデジタル教科書というのが、まず教材備品の中に入って

いるのか、教具の備品購入に入っているのか、どっちに入っているのかをまず教えてください。

今回、教師用ですけれども、それをやるとなったのは、これ、文科省のほうから、いずれこういう本ではなくて、デジタルでやっていく、移行していくよというような流れでやったものなのか、その辺を2点目としてお願いします。

3点目が、2年度に、4月に1回、算数を契約してまして、それを実際、テスト的な部分で、実際、事業として行っているのか、やっていないのか、ちょっとその点が3点目。

あと、実際の契約、資料要求でいただいた10ページ、11ページ、12ページに、それぞれ指導者デジタル教科書と3件契約してあるのですけれども、この契約業者が、これ、名前言ってしまおうとまずいですか。2社、そのうち1社ずつ、1件、1件ですね。3件目もその中の1社がやっているのですけれども、どのような契約、指名競争入札でやっているものなのか、随意契約になっているのか、ちょっとその辺を確認したいです。

あと、この金額ですね、デジタル教科書、算数、社会、国語とかあるのでしょうかけれども、単価が幾らで、何件でこの金額になったというのが分かれば、ちょっと教えてください。

あと、今回、3件に分けた理由、1件は4月にやって、残りが3月の26日になっているのですけれども、ちょっとその辺の経緯含めてお願いいたします。

以上です。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 時間もらっていいですか。

○横田委員長 暫時休憩？

○倍楼学校教育課長 はい。

○横田委員長 そうしたら、午後から。

○倍楼学校教育課長 はい。

○横田委員長 午後1時から再開いたします。

暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午後 0時59分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

坂本繁委員から早退の届けがありました。

川村委員の答弁から入ります。

学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 それでは、答弁してまいります。

まず、教師用デジタル教科書について、備品購入の何の項目になっているかというところがございます。こちらについては、教具備品購入費ということでございます。

授業でやっているのかというところがございます。購入後は授業で使っております。

続いて、資料で、教師用デジタル教科書の契約の方法につきましての答弁でございます。教科書につきましては、これは特殊な図書というところで、教科書の取り次ぎの供給先というのが決まっております。それは文科省の流れの中でそういうふうな決定をしているところでございますが、七飯町においては、大沼の地区の学校を範囲とする会社が1社、峠下以南の学校を範囲とする取次所が1社ということ、それぞれ1社ずつしか取次所がありません。指名については、その1社の指名となっております。随意契約となっているところでございます。

続いて、単価など、内容についてでございますが、今回、何回かに分けて教科書を購入してございますが、令和2年度においては、教科書改訂がございまして、国語、算数、理科、社会、全ての教科書、デジタル教科書を学校ごとに整備をしているところでございます。

単価については、1教科で7万6,000円、そのほかに、理科の3年生から6年生まで、これはセットで販売しているのですけれども、そのセットで購入した場合には、理科の3年から6年生までが25万円というセットになってございます。

答弁は以上でございます。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 答弁漏れがあるのですけれども、文科省からどのような指導が来ているのか、もうこういうふうデジタル教科書に今後移行するよという部分、流れになっているのか、ちょっとその辺、答弁漏れだったと思うので。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 大変申し訳ございません。文科省からは、教科書、今、子どもたちについても、デジタル教科書の流れというのは、文科省のほうで、たしか三、四年後にはそれを整備してまいるというような方針があったと思います。それに向けて、七飯町としては、今、教師の部分については整備をしているところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 それでは、ちょっと契約の関係なのですが、ちょっとさっきの説明がちょっと分かりづらかったので、大沼地域だけが、大沼の関係だけが1社で、峠下から大中山の分として1社の、2社ということで、その分けがあるよという再確認と、今回、三つに分けたというのは、例えば2社、そういう区分けで、大沼小学校の部分だけを契約してください、残りがそれ以外の契約という分けになっているのかなと思ったら、そうではないのですよね。その整合性が多分とれていないと思うのですけれども、ちょっとその点について。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 今回、この資料で、財産の借入れの80万円以上というところで、この資料にのっとると三つと。指導者用デジタル教科書、3回の契約になっていきますけれども、この80万円以下でも教科書を買っているところでございます。

それで、この中で、ナンバー1、1ページの一番最後にあるところでございますが、こちらでいうと、ここに契約業者名が書いてございますが、こちら、峠下小学校だとか、七重小学校、大中山小学校の指導者用デジタル教科書を買っているところでございます。ナンバーの2の一番上にあるところについては、大沼岳陽学校と、岳陽学校の分校である鈴蘭谷分校の指導者用デジタル教科書をこの業者から買っているところでございます。

ナンバー3にあります、上から二つ目の業者の分でございますが、これは算数の、峠下小学校だ

とか七重小学校の算数の教科書をこの会社から購入しているというところで、大沼地区においては、先ほど2回目に答弁しましたトモエ学販というところが取次所となっているということで、それ以外の峠下以南については、株式会社函館栄好堂が取次所になっているものでございます。

以上でございます。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 これ、ちょっと名前言うのがまずいので、ちょっと質問しづらいのですけれども、これ、大沼の小学校と鈴蘭谷の分の、今ちょっとこっちの17、18、19、こっちのほうのちょっと細かいやつをちょっと見ているのですけれども、これに、例えば指導者用の社会、5年が、大中山小学校、何、何、何、七重小学校、何、何、何とあるのですけれども、これもさっき言っていた大沼の分、あとはそれ以外ということですよ。大沼の小学校の分はどちらか1社で、それ以外がもう1社、そういう区分けになっているのでよろしいですか。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 大沼の取次所については1社しかないので、先ほど申し上げましたトモエ学販が大沼の取次所で、それ以外が函館栄好堂というところがございますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 今ちょっと課長のほうから名前が出ているので、ちょっと私も名前を言わせてもらいますけれども、函館栄好堂さんが峠下から大中山小学校の分を納入しているよ。残りの大沼のほうはトモエさんですか、トモエ学販七飯営業所という認識でよろしいのかなのですが、ただ、これ、例えば新しい算数、令和2年5月8日、函館栄好堂さんの中には、ほかの地域のやつ、含まれていませんか、これ。

委員長、すみません、ちょっと暫時休憩、お願いします。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時09分 休憩

午後 1時13分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

川村委員の質問に対する答弁から入っていいのかな。もう1回いきますか。

○川村委員 確認という意味で、再度、確認なので。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 先ほどちょっと確認させていただいたのですが、大沼地区、要は大沼小学校、鈴蘭谷小学校については、先ほどちょっと業者名出ていますので、トモエさんの分で契約しているよ。峠下から大中山小学校の範囲に関しては有限会社トモエ学販七飯営業所さんと契約して、エリアもそこで担当しているので、そこと契約しているので、それがほかの小学校が混じっていることはなくて、あくまでもきちっとしたエリア分けをして、きちっと契約しているよということによろしいかどうか、再確認をお願いします。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 そのとおりでございます。エリア分けをして、取次所がそれぞれ1社しかございませんので、その取次所から購入をしているものでございます。

以上でございます。

○横田委員長 次の方、ありますか。

上野委員。

○上野委員 何点かちょっとお伺いします。

まず、ナンバー6のスクールバス運行委託料3,084万2,914円、臨時交付金で1,106万円追加という形で行われておりますが、これは……。

○横田委員長 上野委員、もう少しマイクに近づいていただけますか。

○上野委員 これは基本的にどの地域で、大沼地域だとは思いますが、大沼のどのような地域にどのように配車されているのか。

また、これ、スクールバスなのですが、タクシーでの利用とか、そういうイレギュラーの対応もしているのかなど、それについてちょっとお伺いします。

2点目は、扶助費、ナンバー14です。提出資

料では、学校給食への準要保護者への支援が出ておりましたけれども、ここでは小学校、中学校、ナンバー14は小学校における準要保護児童の就学援助費ということで、602万円計上されておりますが、これは対象人数と、具体的な支援内容について、ちょっとお知らせいただきたい。

それから、その下に、特別支援教育就学援助で85万4,522円というふうな計上されておりますけれども、これも実施の場所、それから対象人数について、ちょっとお伺いします。

それから、ナンバー18、これは中学校での扶助費で、これは801万6,453円ということですが、これについても、支援内容と支援の対象の児童生徒数について、ちょっとお伺いします。

それから、その下に特別支援教育、31万9,868円、これも対象人数と支援が行われている場所についてちょっと伺います。

その後、提出資料がありまして、燃料関係の提出資料がありました。重油、灯油、プロパン、チップ、電気と、いろいろ燃料関係の取り扱いの状況が報告されておりますが、まず、重油、灯油、プロパンに関しては、単価が統一されているのですけれども、この単価統一する、どのような形で統一された単価になっているのか、入札等、そういうような形で軽減努力がされていないように思われるのですが、その理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、電気に関しては、これは北電で単独の取り引きということになっているかなと思いますけれども、ほかに具体的に電気料では、電気の供給先を検討したことがあるのかどうか、北電以外に供給するところもありますので、その辺についてどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

それから、ナンバー2、ちょっと前に遡ります。奨学金についてです。育英基金繰出金という形で1,197円が計上されておりますけれども、この1,197円という繰出金というのは、基金への繰り入れなのかどうか、ちょっとその辺について、よく分からないので、説明をお願いしたいなど。

それから、この育英資金の活用状況について

ちょっと伺いたいのですけれども、現在、活用されている中身と申しますか、大学とか、専門学校とか、私立大学だとか、高校とか、どのような実態になっているのか。その対象人数と、貸し出し金額と申しますか、これが分かったら、交付金も含めて、ちょっと説明いただきたいと思います。

以上、お願いしたいと思います。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、順にお答えしてまいります。

まず、ナンバー2の育英基金の繰出金の関係でございます。これは繰出金で、基金に積み込みをするものでございます。育英基金の運用利子相当分を積み立てするというものでございます。

あとは、その基金の関連の御質問でございます。ちょっと細かい、どこの学校にと申すのは、ちょっと今、資料でございませぬけれども、今年度というか、令和2年度に貸し付けした件数につきましては72万円でございます。貸し付けした件数につきましては3件というところでございます。

続きまして、スクールバスについてでございます。スクールバス、ナンバーの6でございます。スクールバスにつきましては、大沼でスクールバスを今出しております。現状、コロナの交付金を、令和2年度もコロナの交付金を使って、バスについては4台、あとはタクシーを使って運用してございます。

続いて、ナンバーの14、準要保護につきましては、ナンバーの14は教育振興費、小学校の部分ですので、令和2年度の準要保護の人数につきましては231名となっております。

準要保護で、どういう経費が対象になっているかという御質問でございますが、学用品だとか、修学旅行の費用、また、新入学時の費用等が対象となっております。

続いて、特別支援教育奨励費については、これは小学校では22名ということでございます。こちらも特別支援教育に係る奨励費ということで、学用品等の一部助成というか奨励というようなものでございます。

続いて、ナンバーの18、教育振興費の中学校

の部分での準要保護になります。中学校の人数としては132名でございます。内容は小学校と同じようなものでございます。

特別支援教育の就学奨励費については、こちらは6名というところでございます。

続いて、本日、追加資料でお出ししました燃料費の単価についてでございます。重油、灯油、あと、大中山小学校以外のプロパンにつきましては、総務財政のほうで、七飯町の公共施設で購入する、そういう今申し上げた燃料につきましては、単価の設定をしているというところで、それにならって、教育委員会はなっているというものでございます。

続いて、電気料ですね。今、北電ですけれども、今までに電気の供給先を検討したのかというところでございます。令和2年度に限っては、検討はしていなかったのかなと思ってございます。以前には、北電以外の会社もありますので、そういうところと供給をするということも検討したところでございますが、その際は、やっぱり北電が一番信用おけるのではないかと、供給、いきなり電気がストップすることがないのではないかとというようなことから、引き続き北電の供給というような検討があったかと記憶しております。

以上でございます。

○横田委員長 上野委員。

○上野委員 大沼のスクールバスの利用に関して、人数がちょっと報告されていませんで、人数、ひとつお願いします。

それから、燃料のところなのですけれども、電気料に関して、北電以外にも検討したことがあるけれども、信用面で不安があるというようなことで、ストップしたというふうに言われておりますけれども、実際、これは私も利用していますので、例えば高圧の200ボルトでは2%安くなると。それから、低圧の100ボルトでは通常の5%安くなるというようなことがありまして、ほかのいろいろな事業所でも、実際に利用している実態があるわけなので、もう少し真剣に、もう一度この電気料の軽減のために、5%とか安くなるということは非常に有利な方法ではないかと思っておりますので、その辺どうか、ちょっと検討していただ

きたい、答弁いただきたいと。

それから、育英資金に関して、今年度は幾らというふうにおっしゃいましたけれども、これまでに貸し出している人数と金額をちょっと伺いたかったのです。大学だとか専門学校に何人、そういう利用者があるのか、金額はどのぐらいになっているのか、そういった数字をちょっと伺いたいなど。

現在、1億4,100万円の基金があるわけですから、この1億4,100万円というのは、これから借りられる金額なのか、それとも運用している金額であって、貸し出しはこの中からの一部になるのかとか、その辺について、もう少し丁寧な説明をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、スクールバスの件でございます。スクールバス、大沼地区で乗車しているのが120人というところでございます。

続きまして、電気料についてでございます。電気料、令和2年度の決算ですから、令和2年度に検討したかどうかというのは、先ほど申し上げましたとおり、検討は令和2年度ではしてございません。ただ、今後、やっぱり施設での電気料、どういうメニューでやったほうが安価であるのかというようなところは、検討してまいりたいと思っておりますので、その中で、北電のメニュープラスほかの電気供給業者のほうで安価なメニューがあれば、そこは検討してまいりたいなというふうに思っております。

続いて、育英基金でございます。育英基金、令和2年度については、先ほど3名で72万円の貸し付けがございましたということでお話をさせてもらってございます。詳しくということですから、申し上げますと、令和元年度末の原資としては939万1,209円で、そこに令和2年中の原資の繰り入れ、先ほど1,197円と申し上げましたけれども、これが原資として基金に繰り入れられます。年度内に貸し付けしたのが、それか

ら72万円を貸し付けしてございます。あとは、令和2年度中に償還された金額が148万9,200円でございます。一方、今、貸し出しをしている金額として1,337万6,800円でございますので、今の貸し出しできる基金現金の金額とすれば、1,016万1,606円というところでございます。

なお、今の貸し出しした対象の大学、高校等の資料は持ち合わせてございません。

以上でございます。

○横田委員長 上野委員。

○上野委員 資料、今すぐ出せないのでしたら、後でよろしいので、ちょっと出していただければと思います。

それで、貸し出し可能な1,016万円ということですが、これはちょっと運用上、非常にきつい数字ではないかというふうに思いますけれども、基金の残高が1億4,100万円という数字が基金としてありますよという数字が決算の上で載っているわけですが、実際、貸し出しできるのが1,016万円というのは、ちょっとこの基金との関係がちょっと分かりませんので、もうちょっと分かるように説明してください。

○横田委員長 ずれているな。先ほど言ったのは社会教育施設整備基金というやつが1億4,100万円。参考資料の12ページのところにある数字でいけば、育英基金は2,353万8,406円、社会教育施設整備基金は1億4,100万円になっている。そのところ、暫時休憩して、学校教育課長、説明してきてください。

暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時34分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

上野委員の質問への答弁をお願いします。

学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、基金の状況について、再度申し上げたいと思います。令和元年度末の原資としましては、939万1,209円で

ございます。それに対しまして、1,197円、利子相当分を積み上げをして、そこから、今回、貸し付け金額72万円、3人について72万円を貸し付けしてございます。一方、償還金額、令和2年度中に貸し付けしたもので戻ってきたのが148万9,200円でございます。未償還金額については1,337万6,800円というところでございます。今、現状の現金として貸し出しできる現金として、1,016万1,606円でございますが、基金の総額としては2,353万8,406円ということでございます。

以上でございます。

○横田委員長 よろしいですか。

上野委員。

○上野委員 基金そのものは大きな金額はあるのですけれども、貸し出し可能な金額が1,016万円というのは、ちょっと基金の活用上は厳しいのではないかという、そういう感覚にとられるのですけれども、その辺について、どういうことなのか、ちょっと分かるように説明してください。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、令和2年度につきましては3件、72万円の貸し付け状況でございます。令和元年度については5件で120万円の貸し付けでございます。平成30年度については3名で72万円の貸し付けでございます。ここ3年では、3件から5件の間で貸し付けの推移となっておりますので、今持っている現金1,000万円くらいで運用できるだろうというところで考えてございます。ただし、ここについては、貸し付け件数が多くなった際には、ここの現金、足りなくなる予想もされますので、その際には、基金を積み上げていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○横田委員長 あとありますか。

田村委員。

○田村委員 それでは、何点かちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

まず、8番、教員住宅の関係でございますけれども、先ほど同僚議員が質問しておりましたけれども、まず、13番目の使用料、教員住宅の借り

上げでございますけれども、これは何軒分なのか、教えていただきたいと思います。

それから、次、10番、これは未執行の部分にも出ていますけれども、これ、確認ですけれども、実際、倉庫等、これはでき上がって、要は委託料、工事管理委託料、これは使いませんでしたよという考え方でいいのかどうか。ということは、大沼岳陽学校の改修工事の中に、倉庫増築等工事、こういったようなものが含まれて、設計委託も必要なかったという、そういう理解でいいのかどうか。

それから、同じ流用の関係ですけれども、16万2,000円、これ、消耗品、予算不足ということですが、これは何なのかということですが、何を指しているのか教えていただきたい。

それから、財産の借入れの追加資料の80万円の関係ですけれども、確認したいのは、まず、委員長に確認したいのは、ここに記載されている業者名、これは出しても構わない。

○横田委員長 出ても。

○田村委員 構わない。

○横田委員長 はい。

○田村委員 まず、函館栄好堂とトモエ学販、この部分で分けているというような考え方でいいけれども、これは教科書に準じて分けているという考え方でいいのか、単なる参考資料というのですか、そんな押さえの中で、教育委員会が適当に分けているという、そういう考え方なのか、ちょっと教えていただきたい。教科書が分けられているという話であれば、そういう分け方について、業者との契約の中の明文化されたものがあるのかどうか、それを教えていただきたい。実際、これも結構いろいろ買っていますけれども、実際、この間も函館新聞にも研修会をやっているという話も記事になっていましたけれども、実際、これら、かなりの量ですけれども、具体的に子どもたちに向かってどのぐらい指導というのですか、使い方というのですか、こういうふうになるよというようなことで、教育課程の中に入れなくても、学校の授業の中に組み込みながら、実際、具体的にどういうふうな使い方をされているのか。これ、かなりいろいろなものがあるものですから、

一つ二つ、具体的なものを教えていただきたいと思います。

以上です。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 すみません、最後の、確認してもよろしいでしょうか。

○横田委員長 はい。

○倍楼学校教育課長 最後の具体的な使い方というのは、どこの項目の件で。

○田村委員 どこの項目というよりも、要はその学校の、学校で、子どもたちに対してどういったような、タブレットであるとか、タブレットに向かってこういう教材、こういうものを取り込んで子どもたちに指導しているかというのを教えていただきたい。特に最近、大中山小学校の部分については、やはり非常に深刻だと思うのですが、そこら辺で、すぐ、どのぐらい、一番近いところではどのぐらいの時間、使っているのか、あるいは、学級閉鎖などしていれば、1日、子どもたちに何時間ぐらい、そういうタブレットを出して、そしてどういったような授業の展開をしていったのか、いるのかというか、そこら辺のことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 申し訳ございませんでした。理解しました。

まず、10ページの大沼地区の小中学校の統廃合事業費の中にある委託料が使用しなかった件ということでございます。委託料の中の設計費75万6,000円が、これは未執行ということでございます。この件につきましては、倉庫の増築に関わって、設計が必要だろうということで予算化したものでございますが、実際は、倉庫増築ということで、工事は行ってございますが、スーパーハウスでの建築ということにしてございます。そのため、スーパーハウスになったものですから、設計が必要なかったということでございます。

続きまして、ナンバー15の流用、16万2,000円が流用になった理由というところでございます。この学校管理費、中学校の中で、各学校に消耗品とかを割り付けといたしますか、予算を配

当して、その中で学校で消耗品とかを購入していただくことになってございますが、各学校での消耗品費に予算不足があったことから、合わせると16万2,000円となっておりますが、そういうところで、各学校での消耗品に予算不足があったということが理由でございます。

続いて、本日、資料を提出しました、財産の買入れ契約の80万円以上の中のデジタル教科書についてでございます。これは、デジタル教科書については、教科書ですから、教科書の取次所というところで、それは私どもが決めているのではなくて、そういう教科書の取り次ぎ協会のようなところがございまして、そこで各地区の取次所を決定しているというところで、それについて、大沼地区についてはここ、大沼地区以外のところについてはここというような業者の決定をしているというところでございます。

続いて、コロナ対策等でいろいろな備品等を購入している、その活用状況というところでございます。皆さん、一番注目しているというか、タブレットの関係が一番あれだと思います。タブレットは、令和2年度、購入してございますが、大体子どもたちが使い始めたのが1月、2月ぐらいから少しずつということでございます。令和2年度の決算ですから、ちょっと3月末の状況なのかもしれませんけれども、ちょっと私の方かっている範囲で、今の状況としてお伝えしたほうがいいかなと思って、それでお知らせしますが、今、各学校でも、例えば朝、ホームルームするときに、それをクラスで見ながら、学校段階でそういうクラスルームというような、今、七飯町が購入したタブレットがグーグルを使ったやつなのでございますけれども、グーグルのクラスルームというものを使って、子どもたち同士、先生と、クラスの中でそういうやりとりができるというものを使ってやっているだとか、あと、勉強でも、その中にテキストというか、勉強のテストみたいなものを入れて、それでテストで学習をする、そういうものをタブレットで使用しているところでございます。

あとは、その使い方については、子どもたちもそうなのでございますけれども、先生方が、当然、教える

ために、非常にパソコン、タブレットの使い方を今研修をして、覚えている。それで、授業に生かすということで、この間、聞いたら、1コマ、例えば1時間の授業をやるのに、2倍も3倍も、その資料をつくるのにかかるのだよとは言っていたのですけれども、それがだんだん早く円滑に使えるようにしていくというところで考えているところでございます。

あと、ナンバーの8、教員住宅管理費の借上げの軒数というお問い合わせでございました。これについては、令和2年度、10軒の借上げをしているというところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 教員住宅は10軒ということですか。そうしますと、140万円に対して10軒というようなことで、単純に割ると1万4,000円という考えで、これはこれでよろしいのですね。ということで、10軒を借りているということで、これは教育委員会が……（発言する者あり）

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 大変申し訳ございません。借上料ですね。申し訳ございません。借上げしている件数については2軒でございます。申し訳ございません。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 2軒ということですが、これはどこどこなのでしょう。2軒ということは、これは将来的に教員住宅をなくする話なのか、どういう考え方で、こういうアパートを借りたりしながら、こういうことをやる。昔は学校の敷地内に教員住宅、校長、教頭を置いて、学校を管理しながら、地域の社会教育にも参加してもらうという、そういう流れの中できましてけれども、今は全く関係なく、借上げ住宅を借りたりしながらやっていますけれども、そうすると、この2軒というのは、どこかちょっと分からないですけども、教えていただいて、あと、中学校だとか、ほかの小学校だとか、そういう部分はもうふうになっているのか。そして、この140万円について、例えば家賃がどのぐらいなのかかわからない

ですけれども、これは全て教育委員会が持っているという考え方でよろしいですね。お願いします。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 答弁してまいります。

まず、教員住宅の今後のあり方というところだと思います。現状、借り上げをしている教員住宅につきましては、大中山小学校の校長と七重小学校の校長、現在というか、令和2年度の実績としてはそういうことでございます。

大中山小学校についても、先ほど田村委員もおっしゃっていたとおり、学校の敷地内に校長住宅がありましたけれども、なくなった段階で、当然、地域のほうからすると、近くに校長先生が住んでいたほうが、学校経営上も、学校に何かがあった際にも素早く対応できるという観点から、近くに借り上げ住宅を求めたところでございます。

今後は、今、令和2年度としては2軒なのですが、そのうちの1軒、七重小学校の校長については、令和2年、退職した時点で借り上げをやめてございます。今、令和3年度、1軒なのですが、そこについても、今年度、退職する校長でございまして、その際に、その教員住宅をどうするかというところで、そこは地域との協議をして、合意に向けて協議をしていかなければなりませんけれども、今、学校では機械警備、夜間の警備等も入ってございますので、そこら辺を勘案して、校長先生が住んでいるところがどこなのか、函館市内であっても、すぐに学校に来れるような状況があれば、そこら辺、地域の方と協議をして、借り上げを解消していくことも検討してまいりたいと、今のところは思っているところでございます。

あと、借り上げ住宅の算定なのですが、大体想定家賃の、民間のアパートの家賃の想定として、例えば6万円とした場合に、教職員が住居手当としてもらえる可能性があるのが2万7,000円なのですよね。そうすると、自己負担が3万3,000円となるということから、これの半分を貸付料として町は個人の先生からもらっているというところでございます。なので、大体3割

ぐらいは個人負担で、7割は町負担というような考え方になろうかと思えます。

以上でございます。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと分からないですけれども、七飯中だとか大中山中の校長さん、あるいは藤城、峠下、そこら辺もありますけれども、実際のところ、私、聞きたいのは、借り上げというよりも、教育委員会が今まで言ってきたのは何かというと、プロパンもそうですけれども、何かあったときにすぐ対応できるのだという話であれば、やはり当然、敷地内のどこかに建てるべきではないかと思うのですよ。理屈に合わないですよ、こういうことをやられれば。やっぱりきちっと災害のときにすぐ対応できるのだ、だから近くがいいのだという、そういう考え方であれば、敷地内、校舎の面積の中に、たくさんあるわけですから、今だって七小だってあいていますよ。やっぱりそういうきちとした考え方に基づいた教員住宅の配置、住宅料もそうですけれども、逆に言えば、岳陽学校に新しく2軒建ちましたよね。1棟2戸ですかね。あそこの家賃は幾らなのですか。やはりそういう、あそこは学校の共済のお金で建てたのかな。そこら辺、どういう融資制度で建てたか分かりませんが、あそこの家賃はどのぐらい負担しているのかな、一般教員。そこら辺との兼ね合いとか、大中山小学校は6万円ですか。七重小学校は幾らになるのですか、月額。その大体3割を本人が負担して、7割を教育委員会が持つという、そういう考え方でいいのですね。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 教員住宅の考え方につきましては、以前は議員のおっしゃるとおり、やはり近くにあって、すぐ対応できるということで進めておりました。ところが、やはり昨今の交通事情等考えますと、やはり近郊、函館、北斗、この辺であれば、30分もかからないですぐ来れるという状況でございますので、今後、教員住宅を新しく建てるということは、教育委員会としては考えてございません。そこで、やっぱり地域事情、保護者、地域の人たちのやっぱり意見を聞いて、そういう合意に達したところから、順次、自宅からの

通勤を考えていると。それでもなおかつ話がおさまらないところについては、地元の民間住宅に入っていただくということでございます。考え方は以上でございます。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、岳陽学校の新しく建てたところの家賃ということですので、申し上げたいと思います。家賃は、岳陽学校については1万8,790円が家賃でございます。

以上でございます。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、岳陽学校については、2戸ありますけれども、2戸とも1万8,790円ということですのでよろしいですね。

そして、将来的には教員住宅というものを、地域の理解を得ながら、なくしていくのだという考え方だと思うのですけれども、今、実際、町内の小中学校の中で、校長さんについて、自宅から通っているのはどこどこなのでしょうか。

それから、学校管理は機械管理だという話で、侵入があれば、セコムかどこかで対応するのだろうかという、今、そういう状況でないかと思えますけれども、そこら辺の校長さんの自宅から通っている、何名いるのか、それをちょっと教えていただきたいと。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 現在、自宅から通っているのは、藤城小学校と七飯中学校の校長、2名でございます。（「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

学校教育課長の答弁から入ります。

学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 大変申し訳ございません。再度繰り返しますけれども、今、自宅から通っている校長先生については、藤城小学校と七飯中学校、2名でございます。

以上でございます。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

そして、岳陽学校の物品庫ですけれども、スーパーハウスにしたからいいのだという話であれば、最初からそういう検討の余地なかったのですか。75万6,000円も繰り越しておいてですよ。ちょっとおかしいですよ、考え方が。

それから、率直に聞きますけれども、令和2年度に様々コロナ関係に関連しながら買っていますけれども、実際、大中山小学校で、こういう教材を使って、何時間、大中山小学校の5年生、何時間、実際やったのか。その時間数、ちょっと教えてください。

○横田委員長 暫時休憩？ 資料なし、休憩しますか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時05分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

田村委員に対する答弁より入ります。

教育次長。

○扇田教育次長 すみません、どうも、貴重なお時間を費やしました。

2年度の契約の状況ということで、GIGAスクールサポーター配置事業等はやってございます。これは令和2年度で、学校の教員等、やはり初めての事業なものですから、いろいろな専門の業者からのサポートを受けて、使い方とか、そういうのを教員がまずきちっと把握をしていくということございまして、これが今どうなっているかということになれば、現在、まだそれを活用して授業をきっちりやれるという段階ではまだございません。それで、この間の休校、今のなっているところにつきましては、試験的に、まず家庭環境がどうかということで、1人ずつに持たせて、試験的にまだ動かしているということでございますので、授業の内容等、まだそこまではいっていないということで、御理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、私のほうから、岳陽学校の物品庫がスーパーハウスで施工したのを、以前から分かっていたら未執行になることはなかったのではないかとということでございます。委員のおっしゃるところはもっともでございます。設計時にもう少し突き詰めた設計をしていけば、このような未執行がないと、予算を的確に使っていくということができたというのは、そのとおりだと思います。今後、そのようなことがないように執行してまいりたいと思います。

以上でございます。

○横田委員長 あとありますか。

若山委員。

○若山委員 時間が長くなっていて、細かい質問しづらい雰囲気なのですけれども、ちょっと確認のために、質問、何点かさせていただきます。

まず、共通様式のナンバー3のところ、対外競技等参加補助金78万3,022円あるのですが、コロナ禍でほとんど中止になっている中で、どのような競技、何人ぐらいとか、どこにとか、その辺のところを、いつとか、分かる範囲で構いませんので、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、細かいところは飛ばしていきます。

次は、ナンバー9のところ、学校情報通信ネットワーク環境整備費ということで、前年度繰越額9,470万9,000円の予算で、ほぼ97%使っている形になっているのですけれども、これ、去年の決算資料の共通様式を見たらちょっと載っていないので、ちょっと確認しようと思ったのですけれども、分からないのですけれども、要はこれは学校情報通信ネットワーク環境整備費委託料9,226万1,950円を委託料の支出済みになっているのですけれども、これによって何ができるようになって、これでもう全て目標としている整備が完了なのかどうか、まだほかにいろいろなことをしないと、実際、やろうとしていることができないのかどうか、そのところで、この委託料を支払ってやったことによって、何ができるようになって、実際、それはもうできているの

か、やっているのかどうか、そのところをちょっと分かる範囲で、ほかの同僚議員の質問とダブる可能性はありますけれども、ちょっと教えてください。

それと、共通様式のナンバー10のところ、予算額が特定財源で476万6,000円だったのが、決算額で417万5,000円になったというのは、これは執行額が減ったので、補助率というか、交付金の額が、計算すると26%ぐらいなのですかね、25%の交付金のあれなのですかね。それで減ったのだということでもよろしいわけですね、この特定財源の、特定財源でない、歳入の予算額と決算額のずれですね、そのところをちょっと教えてください。

あとは、共通様式のナンバー13で、工事請負費として、軍川小学校及び大沼小学校体育館解体工事ということで、7,238万円ということで上がっていて、追加資料として、その7,200万円の内訳の資料みたいなものを出してもらったのですけれども、この軍川小学校及び大沼小学校の体育館というのは、アスベストとか、そういうものは使用していたのかどうか、そのところのちょっと確認と、当初、これはちょっとしたやりとりの中で、二つ合わせたら4,000万円だというような予算のものだったのが、8,000万円ぐらいですよということになって、入札した結果、七千幾らに下がってあれなのだということなのですけれども、その経緯のところを、資料を出してもらったのですけれども、よく分からないので、もう1回、その辺のところを教えていただければなと思います。

それと、同じページのナンバー14で、教育振興費の小学校のところ、学校図書購入費ということで99万8,853円と上がっているのですけれども、学校の統廃合があるので、去年の額に比べたら下がっているのですけれども、小学校、中学校、義務教育学校合わせて、学校図書購入費というのは、ほかのところにも出てくるので、ちょっと増減が分からないのですけれども、全体として図書の購入が下がっているとか、そういうことはない、子どもたちに毎年一定の図書を与えるということで、その費用については下がってい

ないのかどうかをちょっと確認させていただければと思います。

あと、一番最後の様式1のところ、スクールロイヤー制度関係報償費ということで10万円、案件がなかったため、使用していないということなのですが、スクールロイヤーって、顧問契約をして弁護士に委託するのではなくて、ある事件が起きたら、その都度頼むということで、頼む先生とかというのはもうリストアップされて決まっているのか、最初から頼んでおかなくて、機動的にできるのかどうか、そここのところの仕組み、これが導入されたときにいろいろ議論されたと思うのですが、未執行というのがあって、スクールロイヤー制度の、これについて大丈夫なのかなというところで、ちょっと御答弁いただければと思います。

それと、今日、追加資料として出してもらった12ページ、13ページのところで、物品の名称が扇風機なのですが、3社からそれぞれ分かれて購入して、随意契約のようなのですが、この理由が、第5号になっているので、緊急のために随意契約にしたというふうに捉えているのですが、その緊急度合い、扇風機を買うのに、その緊急度合いというのですか、ほかだと、この3社でいろいろ見積り、洗濯機とか、見積りでない、入札しているようなのですが、そここのところの考え方、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○横田委員長 暫時休憩です。暫時休憩いたします。

2時30分、再開いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時29分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

若山委員に対する答弁から入ります。

学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 貴重な時間を費やしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

それでは、順に答弁してまいります。

まず、ナンバー3の対外競技参加費の令和2年度の実績ということだと思います。種目別に言いますと、野球で2校、陸上で延べ7校、管楽器で大会が3校、バスケットが3校ということで、全部で15の学校について、この補助金を使っているというところでございます。

次に、ナンバーの9になります。学校情報通信ネットワーク整備事業で、これで何ができたのかということでございます。これにつきましては、令和2年の3月の定例会、そのときに、繰り越しとすることとで予算としたものということとでございまして、この中の委託で、二つのものを行っておりますが、学校内のLANケーブルの敷設、それに伴う電源の確保、収納箱の取り付けだとか、中継機器の取り付けを行っているものでございます。また、児童生徒用のタブレットをしまうキャビネットなどをこの事業で行っているものでございます。また、校内LANを構築するための設計をこの事業で行ってございます。この校内LANができたおかげで、そのタブレットが、児童生徒のほうで授業で使うことができるというものでございます。

続いて、ナンバーの9、大沼地区小中学校統廃合事業費の中の予算、学校施設環境改善交付金が予算額の476万6,000円から、決算額417万5,000円になった理由というところでございます。これはこの事業の中で幾つか工事はやっておりますが、この交付金の対象となっている事業が、ボイラー改修の事業でございまして、ボイラーを新しいものに入れ替えた事業でございます。その経費に対しての交付金ということになりますので、ボイラー事業の実績に伴って決算額となっております。

続いて、すみません、ボイラーはナンバー10の統廃合事業費でございました。大変申し訳ございません。

続いて、ナンバーの13、校舎等営繕費、小学校の、軍川小学校、大沼小学校の体育館の解体の関係でございます。当初、4,000万円といたしますのは、国のほうに補助金を申請する際に、まだ設計も十分でなかったために、道内の同種同規模の施設の解体した際の実績として4,000万

円程度ということでございまして、それを補助申請の際に使ったというものでございます。その後、詳細な設計をした際に、予算的には8,000万円程度ということでございます。実際、先ほど若山委員おっしゃっていたとおり、軍川小学校のほうには、軒天、屋根の部分にアスベスト等もございまして、その処理のために経費がかさんでいるというところでございます。

次に、ナンバーの14、教育振興費、小学校の学校図書購入費の予算の推移というところの御質問でございます。予算としては、例年、とっているところでございますけれども、いかんせん、学校図書は図書室の容量だとか、いろいろな問題があって、図書室の状況に合わせて予算化をしているということでございます。また、寄附を受けているというところもございまして、それらをかみ合わせて予算化しているというところでございます。

次に、資料の1の事務事業未執行の中のスクールロイヤー制度関係報償費というところでございます。このスクールロイヤー制度、学校で何か弁護士対応が必要なトラブル等があった場合に、弁護士に対応をお任せするというものでございますけれども、弁護士の考え方として、顧問弁護士とするだとかというものも当然ございますが、案件が特に今のところないために、顧問料として弁護士に支払いをするよりも、随時、お支払いをしたほうが安価であると、対応が可能であるというところでございます。特に今のところは、弁護士については取り決めをしてございませませんが、弁護士協会のほうとも、そこら辺については相談をもらって、窓口になってもらって、案件が出た場合には、そこで弁護士協会のほうから紹介をいただいた弁護士を採用して、対応に当たってまいりたいというところで考えているところでございます。

最後、本日お出しした財産の買い入れ契約の扇風機の法令のところ、扇風機に緊急性があったのだろうかというところでございます。今回の扇風機、夏場のコロナ対策、換気を十分にしなければいけないというところで、コロナ対策ということもありまして、緊急対応が必要だということ

の決めの中で、それぞれの地区で1社随契というようなことで進めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 ちょっと順不同になってしまっていてあれですけども、思いつくままにあれですけども、まず、スクールロイヤー制度の関係でいくと、今のようやり方だと、スクールロイヤー制度と言わないで、単に弁護士を頼むというだけの話で、スクールロイヤー制度の意味というのですか、先生たちへの安心感とか、そういうものというか、そういうふだんから何か相談できるというようなものだと思っていたのですけれども、その辺については、当初からそういう設計だったのかどうか。僕自身、余り詳しくないのですけれども、スクールロイヤーというのは、そういう一般的に言われているものは、いつでも相談できるというものではないのかなと思っているのですけれども、そここのところをもう一度お願いしたいなと思います。

それと、随意契約の、これ、緊急ということで、扇風機、6月なので、本当に急いで入れるということはあったのかもしれないのですけれども、これは緊急だということで、説明、十分通るということで、通常、入札、指名競争入札をするべき案件なのかなと思うのですけれども、三つに均等に分担されているような状況で、ちょっと余りよろしくないのかなという感じはするのですけれども、その辺の緊急度合いの説明、もう在庫がどこにもないのだというようなことだったのか、そここのところを、いつも電気製品を入れる3社の、その上のページのほうに指名競争入札で3社上がっていて、そこに分けて発注しているような感じになっておりまして、その辺のところで大丈夫のかなというのをもう一度確認したいなというふうに思います。

それと、軍川小学校と大沼小学校の体育館の話のあれですけども、これ、軍川小学校だけですか、アスベスト。大沼小学校にもアスベストはないのでしょうか。その確認と、なぜかという、見積書の中に、アスベスト養生費として、軍川小

学校は三百何十万円、大沼小学校は四百何十万円と計上されておりまして、ともにアスベストがあったからそういうことになっているのか、それとも、アスベストはないのだけれども、見積書の中にそういう金額を入れるということなのか、ちゃんとその辺、やっているのかどうかというところを聞きたかったわけです。

それとあわせて、アスベストがあるとすれば、子どもたちが運動とかするような場所で、アスベストがあって、きちっと今まで、もう既にないところなので、言ってもしようがないかもしれないですけども、きちっとアスベスト被害にないような対応というか、覆いをするとか、そういうようなことができていたのかどうか、その辺がちょっと心配になりまして、4,000万円から8,000万円に上がったというよりも、それも非常にどうなのかなと思うところはありますけれども、そこのところをちょっともう一度確認させてください。

それと、学校図書費で確認したかったのは、小学校、中学校の統廃合とかあったりするので、あるところでは、小学校のところは減っているけれども、岳陽学校の部分で増えていますよということで、トータルで図書費の購入費とか、そういうものについては減っていませんよということをおっしゃって確認したかったのです。これを全部足して、去年の数字と比較するのかがどうかあれだったのですけれども、小学校だけ見ると、ちょっと大幅に減っているような数字だったものですから、全体として図書費については横ばいで予算は推移しているというようなことでもいいのかどうか、そこをこのところを確認したかったので、再度、スペースに合わせて購入するとか、いろいろ何かそういう考え方はあるのかもしれないのですけれども、実際、予算として、全体として、図書費はきちっと確保されていますよ、あるいはこういう理由で全体としてこれだけ減っていますよとか、そこをこのところを確認したかったので、お願いします。

以上です。

○横田委員長 学校教育課長。

○倍楼学校教育課長 それでは、答弁してまいります。

まず、校舎等の営繕費の体育館の解体工事についてでございます。大変申し訳ございません。再度、設計図書を見直しましたら、大沼小学校にもアスベストがあるということでございます。それは、調査の結果、アスベストがあったので、その対策のために囲い込みをして対策をしているということでございます。

続いて、すみません、私も順不同になってしまうかもしれませんが、スクールロイヤー制度についてでございます。若山委員おっしゃるとおり、いつでも先生が何かあったら相談できるような関係にあれば一番いいのかもしれません。ただ、今現在はそういう状況になくて、何かあったときに対応をお願いするというようなもので、今、運用をしているところでございます。そこら辺は、今後、あるべき姿というものもあるでしょうから、ちょっと検証していきたいなということで考えてございます。

続いて、図書費についてでございます。図書費については、私、先ほど申し上げたとおり、図書室の関係もあって、そこの年度ごとに学校に入れる図書なんかも、学校間でやりくりをしているということが一つございます。図書費の総体としたら、少し今年度については、シーリングの対象になっているものですから、去年から見ると、やっぱり図書費というのも少し落ちてきているというのは事実でございます。

続いて、扇風機の関係でございます。夏場の期間に、コロナ対策のために必要であるということで、速やかに発注をして、速やかに納品してもらおうということが、現実、必要であったことから、多くの扇風機を1社で時間をかけて購入するよりも、分けて、少しずつ速やかに購入をしてまいったほうが、緊急対応として、学校側、子どもたちにとってもコロナ対策になるという観点から、今回についてはこのように実施をしているというところでございます。

以上でございます。

○横田委員長 あとありませんか。

川村委員。

○川村委員 すみません、ちょっと先ほどのちょっと私の質問の中で、確認したいことがあつ

たので、ちょっと質問させてほしいのですけれども、先ほど私の質問の中で、デジタル教科書、授業で使っているのですかという話で、使っていますという話だったと思うのですよ、課長の答弁。先ほど同僚議員の田村委員が質問したときに、タブレットとかそういった教材、授業で使っているのですかという話をしたときには、まだ準備中でやっていませんという話がたしか出たと思うのですけれども、ちょっとその辺の整合性とれないなと思って、今、再度確認ということで、ちょっと質問させてもらったのですけれども、デジタル教科書、多分、先生が使っている教科書についてはタブレットで随時授業の中では使っているという答弁なのか、ちょっとその辺、再度ちょっと確認させてください。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 答弁してまいります。

デジタル教科書については、令和2年度の4月にも購入していますし、最終的には2月にも購入してございますが、パソコンの中で、先生が指導するためのもので購入してございまして、例えば教室の中で、スクリーンに教科書の中身を映して、絵とかをそこで映して見せるだとか、子どもたちも教科書あるので、見れるのですけれども、スクリーンでそういうもので、目線を一緒にして同じところを見てやるだとか、デジタル教科書の中で、少し動くようなものも見れるということなものですから、そういうものでデジタル教科書は活用しているというものでございます。

以上でございます。

○横田委員長 川村委員。

○川村委員 今の段階では、教材として授業の中で使っているよということでもいいのか。先ほど同僚議員が言ったのは、例えば生徒さんたちがタブレットを使って、教師と生徒がタブレットを使っている、そういう授業の体制がまだ整っていないという話でいいのか、ちょっとそこ、もう1回確認させてください。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 この指導者用デジタル教科書は、指導者が使うもので、タブレットはまた別な話になってくるのですけれども、そういう意味

では、今もデジタル教科書、各教室段階で先生たちが使っているというものでございます。

以上です。

○横田委員長 あとございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

すみません。中川委員。

○中川委員 1点だけ、スクールロイヤー制度の関係だったのですけれども、弁護士さんとの使用する案件がなかったというのは分かるのですけれども、これ、制度上のことで、トラブルがあっただけから弁護士さんを頼むというだけのことではないので、先ほど同僚議員もちょっとありましたけれども、トラブル回避のための研修だとか、先生だとか保護者との関係のものを、弁護士さんと、いろいろなトラブルが起こる前の事前のそういったものの講習会だとか、そういう意味でのスクールロイヤーの制度がメインなはずで、それで始めていただいたと思うので、今回はもうなかったということなのですけれども、次年度からはゼロということにはならないと思うので、その辺、もうちょっと考えていただけたほうがいいと思うのですけれども。

○横田委員長 学校教育課長。

○悟楼学校教育課長 お答えしてまいります。

最終的には、令和2年度も弁護士対応になるような案件はなかったのは事実でございますが、非常に学校側でも問題については年々多くなっている状況を踏まえまして、先生たちに対するそういう法律的な研修も必要ではないかというのに対しては、今、令和3年度途中でございますが、検討してまいって、今年度、できるかどうか分かりませんが、そういうような制度に立ち返って、制度を運用していきたいと思っております。

以上でございます。

○横田委員長 よろしいですか。

あとありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

以上で、学校教育課に対する質疑を終了します。

学校教育課長、御苦労さまでした。

次に、生涯教育課の審査を行います。

生涯教育課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、令和2年度生涯教育課の決算状況を説明いたします。

共通様式ナンバー1、事業決算名、社会教育総務費は、当初予算額37万6,000円、補正予算額マイナス151万円、予算現額22万5,000円で、支出済額18万3,406円、不用額は4万1,594円、執行率は81.5%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー2、事業決算名、生涯学習事業費は、当初予算額187万1,000円、補正予算額マイナス105万8,000円、予算現額81万3,000円、支出済額74万7,842円、不用額6万5,158円、執行率は92%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3、事業決算名、町内会館振興費は、当初予算額150万円、補正予算額3万9,000円、予算現額153万9,000円、支出済額は153万9,000円、不用額はなく、執行率は100%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー4、事業決算名、生涯教育公用車管理費は、当初予算額81万円、補正予算額マイナス14万6,000円で、当初予算額は66万4,000円、支出済額63万5,290円、不用額は2万8,710円、執行率95.7%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりでございます。

それでは、次のページになります。

ナンバー5、事業決算名、文化振興費、当初予算額210万8,000円、補正予算額マイナス207万2,000円、予算現額3万6,000円、支出済額3万5,872円、不用額128円、執行率99.6%でございます。支出の主な

もの及び事業目的、主な支出につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー6、事業決算名、文化講座事業費は、当初予算額235万6,000円、補正予算マイナス117万6,000円、予算現額118万円、支出済額は110万3,938円、不用額7万6,062円、執行率は93.6%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー7、事業決算名、文化祭開催事業費につきましては、新型コロナウイルス感染防止を図るため、事業を中止したことから、全額を減額しておりますので、支出もないことから、決算書には記載はされておられません。

続きまして、ナンバー8、事業決算名、図書室管理費は、当初予算額79万1,000円、補正予算額マイナス2,000円、予算現額は78万9,000円、支出済額が78万1,307円、不用額7,693円で、執行率は99%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりでございます。

次のページです。

ナンバー9、事業決算名、公民館管理費は、当初予算額402万4,000円、補正予算額42万3,000円で、予算現額は444万7,000円、支出済額は425万1,134円、不用額は19万5,866円で、執行率は95.6%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー10、事業決算名、文化センター管理費は、当初予算額6,614万3,000円で、補正予算額マイナス83万2,000円、予算現額は6,531万1,000円で、支出済額は6,424万5,402円、不用額は106万5,598円で、執行率は98.4%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

次のページです。

ナンバー11、事業名、大中山コモン管理費は、当初予算額1,385万8,000円、補正予算額72万2,000円、予算現額は1,458万

円、支出済額は1,426万2,095円、不用額は31万7,905円で、執行率は97.8%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー12、事業決算名、大沼婦人会館管理費は、当初予算額974万6,000円、補正予算額マイナス49万8,000円で、予算現額は924万8,000円、支出済額は822万3,023円で、不用額は102万4,977円、執行率は88.9%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

次のページです。

ナンバー13、事業決算名、社会教育施設管理費でございます。当初予算額938万2,000円、補正予算額94万7,000円、予算現額は1,032万9,000円、支出済額が941万1,209円、不用額は91万7,791円で、執行率91.1%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー14、事業決算名、文化財保護費につきましては、当初予算額117万円、補正予算額マイナス13万4,000円で、予算現額は103万6,000円、支出済額は86万9,986円、不用額は16万6,014円で、執行率84%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー15、事業決算名、歴史館管理費は、当初予算額1,040万円、補正予算額が69万2,000円で、予算現額は1,109万2,000円、支出済額は1,024万5,467円、不用額は84万6,533円で、執行率は92.4%でございます。補正の主なもの及び事業目的、支出の状況につきましては記載のとおりとなっております。

生涯教育課の決算状況の説明については以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 共通様式ナンバー10、12の委託料、この中の真ん中あたりですが、設備運転管理委託業務1,100万円、これを受けている業者。次の舞台等管理業務委託料、これを受けている業者。それから、舞台吊りもの機構保安点検、これもを受けている業者。それと、一つ飛んで、自家用電気工作物、これの委託料の業者。大分おりに、大小ホール舞台音響設備保守点検、これの業者。その下の照明の業者、教えていただきたい。

それから、一番最後に、備品購入、文化センター用備品購入費ということで9,800万円あります。これ、何でしたか、ちょっと説明をお願いしたい。

次のページにいて、ナンバー11、大中山コモンの保守点検、ナンバー12の委託料の中に、先ほどから聞いている電気工作物の保安委託料、これも同じ業者なのかどうか、業者を聞きたい。というのは、3年前のブラックアウトのときに、非常用の発電機、たしか動かなかったと思うのですけれども、ちゃんとそういったものまで点検しているのかどうかだけを聞きたいので、業者と、非常用の発電機も点検項目に入っているのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

ナンバー12、これは10の需用費の施設修繕料が174万2,000円とありますが、何の修繕なのか教えてください。

以上です。

○横田委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、ただいまの平松委員の質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、ナンバー10の委託料の関係でございますけれども、まず、施設設備の運転管理業務等委託料という、こちらの受託業者はということでございますけれども、こちらにつきましては、マルゼンシステムズさん、こちらが受託をしております。

続きまして、舞台等管理業務、こちらの委託でございますけれども、こちらにつきましてはワタナベ電器さん、こちらが受託をしております。

続きまして、舞台の吊りもの、こちらの保守点検でございますけれども、こちらにつきましては

は、ちょっと恵庭のほうの業者になりますけれども、小林舞台システム、こちらのほうに委託をしております。

続きまして、自家用電気工作物、こちらの保安業務でございますけれども、こちらにつきましては、トーショウビルサービス、こちらで受託をしております。こちらの契約につきましては、私どもの生涯教育課の施設だけではなくて、学校教育の管理している学校、そのほかの施設、一括して総務課で契約をしておりますので、契約の中身については、ちょっと資料が手元にないのですけれども、基本的には、キュービクルですとか電装関係、絶縁関係が低くなっているかというような通電関係の保守点検を行っていると思いますけれども、ちょっと詳細については、資料が今手元にないので、ちょっとお答えできないということで、御理解いただきたいと思います。

続きまして、大小ホールの舞台の音響ですね。すみません、ちょっと休憩もらっていいですか。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時08分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

生涯教育課長の答弁から入ります。

生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 貴重な時間を費やしてしまい、大変申し訳ございません。

それでは、答弁の続きに入らせていただきます。

文化センターの大小ホールの舞台音響設備の保守点検業務の受託業者でございますけれども、こちらにつきましては、札幌の映音という会社でございます。（発言する者あり）映音という会社です。映音です。

次に、舞台の照明の設備の保守点検業務委託の受託業者は、札幌市の池下電設という会社でございます。

次に、文化センターの備品、こちら、何を買ったかというところでございますけれども、こちらは、買った備品につきましては、ハンドマイク

と、カセットデッキ、あと、マイクスタンドのほか、インカムとって、会話できるイヤホンとしゃべるマイクと一緒にいるインカムというようなものを購入をしております。

次に、ナンバー11のコモンの電気工作物の業者というところですけども、こちら、先ほど申したとおり、文化センターと同じ業者でございます。内容も、先ほど申しましたとおり、ちょっと資料を持ち合わせていないので、ちょっと詳しい内容については御答弁できないということで、御理解いただきたいというふうに思います。

また、ナンバー12の大沼婦人会館の修繕料、こちらの中身はということですけども、こちらについては、特段、これといったものは、大きいものではなくて、本当に日常の修繕の積み重ねというようなもので170万円というような支出となっております。一番ちょっと金額的に大きいのは、消防用設備の部分で、ちょっと故障箇所があったので、そちらを直している金額がちょっと高いのかなというふうに思いますけれども、それ以外も、いろいろと施設修繕、いろいろなものが積み重なって170万円というような状況となっております。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 何かいっぱいいろいろな業者があって、これで果たしてうまくいっているのかどうかというのが一つ疑問なのですが、令和元年ですか、文化センターはスピーカーの入れ替え、何千万円という工事が多分やっていると思うのですけれども、この大小ホールの舞台音響施設の保守点検、これは札幌の業者と、2社ともやっているのですけれども、今、何か壊れていて、利用している方が、小ホールの緞帳、いかないとか何か、スピーカーが鳴らないとか言っているのですよ。今でも同じ業者がやっているのですかね。この保守点検というのは、例えば札幌から月に1回ぐらい来て、それで対応していますというような話なのか、ちょっとその確認と、多分、これの前の年なのですけれども、大ホールのスピーカーを取り替えたと思ったのですが、取り替えていても、何かまた壊れているみたいな話なので、ちょっとそこ

が詳しい情報がないものですから、もし説明できるなら、そこを説明していただきたい。1番は、ここに関しては、こんなに業者がたくさんいて、果たしてうまく対応できているのかどうかというのがちょっと心配だということで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

婦人会館はいろいろあると。分かりました。

以上です。

○横田委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、今の質問に対してお答えしてまいりたいと思います。

まず、今の文化センターの小ホールの部分で、故障があるのではないかとということなのですが、ちょっと現在、小ホールの吊りものを上げ下げする舞台袖のちょっと操作盤が、故障というのですかね、動かないということで、こちらについては、今、基盤を業者に持って行ってもらいまして、オーバーホールが可能なのかどうかというのは、ちょっと点検をしてもらっている最中でございます。操作状況とか、その辺はちょっと分からないので、ちょっと詳しくは申し上げられないのですけれども、今現在、動いていないというようなことは事実でございます。

あと、大ホールのスピーカーですね、直したのに壊れているのではないかとのお話でございますけれども、こちらにつきましては、ちょっと確認してみないと分からないのですけれども、日常、管理業務している上で、壊れて音が出ないというようなお話は何っておりません。今、大ホールでも、先日も子ども向けのファミリーのイベントもありましたし、この先も、ちょっと今月、コンサートもありますけれども、特段、スピーカーに支障があるというのは何っておりません。

あと、保守点検の業者がたくさんいて、大丈夫なのかというお話でございますけれども、こちらの保守の部分につきましては、それぞれ音響は音響、照明は照明、そして舞台装置もそれぞれ専門でやっている業者、または文化センターの開設当初に納入した業者も含まれていますけれども、そうした専門業者が保守をいただいています。こちらの保守点検につきましては、年に1回、保守点検をそれぞれ行っておりますので、専門業者

が行っているのです、問題ないというふうに担当課としては捉えております。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 この委託の料金を足していくと、結構な額なのですよね。だから、これを払う立場として言わせていただければ、何か壊れたらすぐ対応してもらうべきお金は払っているのかなと思うのですけれども、今の御説明では、1年間に1回の点検と。ただ、管理業務の委託料で1,000万円クラスのは、それもやっぱり1年に1回ということではないですよね。これはもっと点検回数が多いと思うのですけれども、お聞きしたいのは、スピーカーが壊れているかどうかは、確かめるだけの資料を持っていないのです。持っていませんけれども、昨年、取り替えていて、もし本当にそうであれば、これは瑕疵になると思うのですけれども、昨年取り替えた業者さんね。言われているように、スピーカーが壊れているということがもし正しければ、点検で、壊れているとか壊れていないとかというのが分かっているのか分かっていないのか。素人が耳で聞いて、何か壊れているなという話ではないと思うので、お金を払ってやっていますから、その辺の確認体制というのはどうなっているのか。何千万円もお金をかけた後にそういう話が出てきているというのは、これはおかしいと思いますので、その答弁をお願いしたいと思います。

○横田委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、答弁をさせていただきます。

まず、舞台管理の委託につきましては、こちらは年1回とかではなくて、こちらの舞台管理の委託につきましては、文化センターで大ホール、小ホール、あと、いろいろ大会議室等もありますけれども、舞台設備、また、音響、照明設備をいろいろと使った貸し館もございます。そういった貸し館に対応するために、専門の業者にオペレート、もしくはセットのお願いをしている、これが舞台等管理業務委託ということで、こちらについては、通年の委託業務となっております。

あと、スピーカーの件でございますけれども、

こちら、ちょっと令和元年度に何か整備して直したというようなちょっとお話でございますけれども、当然、年1回、保守点検をしている際に、壊れていれば、当然、報告書のほうには、壊れている、もしくは不具合があるということで、報告は、音響の点検をした際の不具合があれば、それは当然、報告書に上がってくるということになります。ただ、入れたスピーカーがすぐもし壊れているということであれば、それは調査も必要ですし、原因も究明しなければならないと思うのですが、今のところ、報告書を確認して、手元にもないですし、ちょっと確認がとれていないので、こちらについてはちょっと確認させていただきたいのですけれども、ただ、管理している上で、そのようなお話でスピーカーを直さなければならぬとかということで、予算立てしなければならぬとか、そういう話については聞いていないので、そちらについてはないものというふうに担当としては存じ上げております。

あと、これら瑕疵の部分ですけれども、そちらについては、詳細が分からないので、壊れていて、当然、メーカー補償の部分も、当然、備品として購入したものであればあると思いますので、そういったもので対応できるものかどうかというのは検討する必要があると思います。

以上でございます。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 令和2年度の決算審査ですから、その前に遡って言うのはちょっと好ましくないといったら好ましくないのですが、私の記憶では、大ホールのスピーカーは、地元の、今、この舞台装置を維持管理している業者さんが受注をされて、取り替えたというふうに記憶をしています。今は違う業者が委託を受けてやっていると、スピーカーの関してはですよ、大ホールのスピーカー。なぜそうなるのかなと思うのですけれども、くどい質問にはなるかもしれませんがけれども、取り替えるという、その根拠が果たして正しかったのかどうかですよ。本当にあのスピーカーが壊れていて取り替えたのだと。取り替えた業者がそのまま今も委託業務を受けているならまだ話は分かるのですけれども、なぜ変わったのかな

と。これ、変わっているのか変わっていないのか、ちょっと確かめないとまた駄目かもしれませんけれども、相当大きい金額のものが、言われている話は、何か壊れているということであれば、これはやった業者が、まず瑕疵担保を持っているからやらなければいけないと思うのですけれども、何かそこにいろいろな業者がいて、どうも何かすっきりしないと思うので、しつこく聞いていました。分かる範囲でもう一度お願いします。

○横田委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 すみません、ちょっと令和元年の資料、手元にないので、ちょっと分かる範囲で、記憶の中でのちょっと答弁が混じると思うので、御容赦ください。

まず、スピーカーでございますけれども、こちらは、取り替えたスピーカーにつきましては、文化センターが会館オープンしているのが平成8年でございます。その当時から使っているスピーカーですので、当然、20年以上使用しているスピーカーですので、壊れたのが問題あるかということ、これは経年劣化で壊れるというようなものだと思いますので、壊れたことに対して、どこが悪いというものではないかというふうには思います。

ただ、その令和元年度で取り替えたときに、保守管理していたところというのは、ここは令和元年度につきましても、令和2年度と同じ映音さんというところが保守点検を行っておりますので、舞台の日常管理している業者とは別の業者が保守点検を行っているということですので、日常的に点検をしている業者に問題があるかということ、そういうことではないというふうには思います。ただ、令和元年度に入れたスピーカーが壊れているということであれば、その辺は、まだ入れて1年、2年のお話ですから、そこは、もし壊れているようであれば確認をしなければならないと思うのですが、今のところ壊れているというようなお話は何っていませんので、その辺については御答弁できないかなというふうには思います。

以上です。

○横田委員長 あとは。なし。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 それでは、生涯教育課に対する審査を終了します。

生涯教育課長、御苦労さまでした。

次に、スポーツ振興課の審査を行います。

スポーツ振興課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

○川崎スポーツ振興課長 それでは、令和2年度、スポーツ振興課の決算状況について御説明申し上げます。

共通様式ナンバー1になります。事業名がスポーツ振興総務費でございます。当初予算855万7,000円、補正予算額マイナス531万2,000円で、予算現額324万5,000円、支出済額は313万6,786円、不用額は10万8,214円となります。執行率は96.7%でございます。補正予算、それから事業目的、主な支出については記載のとおりというふうになっております。

続きまして、ナンバー2、事業名、スポーツ合宿事業費でございます。当初予算額239万3,000円、補正予算額は9万7,000円で、予算現額249万円でございます。支出済額は243万8,083円、不用額5万1,917円、執行率は97.9%となります。補正予算歳入、それから事業目的、主な支出については記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー3になります。事業名は体育施設公用車管理費でございます。当初予算86万円、補正はございませんで、予算現額86万円で、支出済額は72万6,019円、不用額は13万3,981円となります。執行率は84.4%となります。事業目的、主な支出は記載のとおりというふうになります。

続きまして、ナンバー4になります。事業名、体育施設管理費でございます。当初予算4,550万6,000円、補正予算額はマイナス259万5,000円で、予算現額4,291万1,000円、支出済額は4,220万200円、不用額は71万980円となりまして、執行率は98.3%となります。補正予算、それから歳入、事業目的、主な支出は記載のとおりというふうになりま

す。また、需用費の施設ごとの内訳と施設全体の内訳も記載してございます。

続きまして、ナンバー5になります。事業名はパークゴルフ場指定管理費でございます。当初予算801万2,000円、補正はございませんで、予算現額は同額の801万2,000円、支出済額も同額で、執行率100%となります。事業目的、主な支出は記載のとおりというふうになります。

共通様式の説明は以上となります。

続きまして、様式1になります。予算未執行、細節5万円以上の状況になりますが、スポーツ振興総務費の報償費10万円が未執行となっております。理由につきましては、学校開放事業に対する報償費を見直したためでございます。以前から町の行政改革の対象となっております。これまで学校を開放した日数に応じて学校へ報償費を支出しては行っていますが、これまでどおり学校開放は行っていきますけれども、報償費は支出しないというふうに改めたものでございます。このため、学校と利用団体との調整をしてきたのですが、3月に入ってから調整がついたために、3月議会に間に合わず、やむを得ず未執行の不用額としたものでございます。

説明については以上となります。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより審議を行います。

ありますか。

若山委員。

○若山委員 まず1点目、共通様式2のスポーツ合宿誘致の推進というところで、この合宿の件数というのですか、どこが幾らで何人来たのかという、そういうところの成果をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、共通様式ナンバー4についてですけれども、これは非常に去年の資料に比べて、需用費の内訳だとか、施設別の内訳だとか、詳しくしていただきまして、本当にありがとうございます。分かりやすい資料になったなというふうに思います。

そこで、ここに載っている資料の中のパークゴルフ場というのは、これはパークゴルフ場、こち

らの参考資料を見ると、何か複数あるようで、これ、複数まとめてあるということでもいいのかどうかと、東大沼多目的グラウンドというのが施設名で載っていて、こっちの資料にですね。これはこのことの関係ではどういうふうになるのか、費用は係らないのか、トルナーレのことですか。そのところでちょっと、これで全てだということをはかるように教えていただければなというふうに思います。

以上です。

○横田委員長 スポーツ振興課長。

○川崎スポーツ振興課長 まず、ただいまの質問で、スポーツ合宿の実績ということでございますが、令和2年度は7チーム来てございます。名前を言いますと、ユニバーサルエンターテイメント、デンソー女子陸上部、エディオン女子陸上部、それからノーリツ女子陸上競技部、積水化学女子陸上競技部、GMOアスリーツ、それからDeNAランニングクラブということで、来ていただいております。

人数のほうは、ちょっと今、その前に、人数はちょっと待ってもらって、その前に、パークゴルフ場の状況は、これ、何個かあるのかということ、複数かということなのですが、まず、七飯町パークゴルフ場七飯コースというのが本町に一つございまして、それから、大中山コースというのが大中山の高速道路のインターチェンジのところに1か所ということで、町内には2か所のパークゴルフ場がございます。

それと、トルナーレの関係だったのですが、中と一致しない部分もありますが、トルナーレは東大沼多目的グラウンドというものが正式な名称ということになります。

あと、人数のほうなのですが、ちょっと今、正確な数字が、ちょっと今、見当たらないのですが、大体選手と、それからスタッフ入れまして、トータルでいけば100人前後と、例年、このぐらいの人数になっております。

回答がもしこれでよければ、以上で終了いたします。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 ありがとうございます。合宿の人数

は、そこまで詳しく聞いていませんでしたので、すみませんでした。要は陸上が7チーム来たという、それが去年の実績だということによろしいわけですね。そこだけ確認です。

○横田委員長 スポーツ振興課長。

○川崎スポーツ振興課長 はい、実績としては7チーム、令和2年度は7チームということでございます。

○横田委員長 あとありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ振興課に対する審査を終了します。

スポーツ振興課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。40分まで休憩。

午後 3時34分 休憩

午後 3時34分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

次は、スポーツ振興課の審査を行います。(発言する者あり) ごめんなさい。

次に、学校給食センターの審査を行います。

教育次長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いします。

教育次長。

○扇田教育次長 それでは、学校給食センターの説明を行います。

決算事業名は学校給食センター運営費でございます。当初予算額1億6,306万7,000円、補正予算額が673万3,000円、予算現額は1億6,980万円、支出済額が1億6,677万630円、不用額が302万9,370円、執行率は98.2%でございます。

補正の主なもの、歳入と事業目的、支出済額につきましては記載のとおりでございます。

それと、追加資料で配りました2枚ものです。

1枚目は、準要保護児童生徒の給食扶助費の各学校ごとの調定額を記載してございます。

もう1枚は、多子世帯児童生徒の給食扶助費、これも学校ごとに毎月の金額を計上してございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 すみません、眼目は1点なのですが、何点かになると思いますけれども、まず、この中にある賄い材料費、地産地消用食材購入費ということで、993万7,962円が計上されていて、毎年これは地産地消のあれで、食育というのですか、そういうような形で入れていますけれども、この金額の分で何回分の給食になるのかなということで、ちょっと確認したいのです。1回分ということはないのかなと思うのですけれども、何回、月に1回やるとか、そのようなところで、何回でこの金額を購入するものなのか。それと、この中にはどのようなものが含まれているのかどうかということをちょっと確認したいなというふうに思います。

要は、持論なのですけれども、給食費は無料にしていきたいなというような自分の考えがありまして、こういう金額も含めて見直しをしていけばあれなのかなと思うのですけれども、そこをちょっとお願いしたいなというふうに思います。

それと、追加資料で出してもらった、この扶助費の関係なのですけれども、準要保護児童生徒給食扶助費を見ていきますと、各学校、それぞれ何人かずつ増えていて、トータルも増えている状況でございます。これについては基準は何も変わっていないと思うので、疲弊している家庭というのですかね、何かその辺のところの状況について、情報があればちょっと教えていただきたいなと思います。

多子世帯児童生徒給食費扶助費については、それほど変わらないというか、いう状況なのかなと思うのですけれども、そこを、2点だけお願いします。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 地産地消の関係でございますけれども、これにつきましては、プレミアムななえデーが月2回ございます。ですから、年間では最低で24回、それプラス、なるべく地元の食材を

使いたいということでやっていますけれども、ちょっと回数については、詳細、ちょっと今、把握してございませんので、最低でも月2回はやっているということで御承知おき願いたいと思います。

また、準要保護につきましては、この生徒数なのですけれども、これは生活保護の基準に準じた計算をしてございまして、これの大体3割増しぐらいの人を準要保護対象ということでやってございますので、そういう基準でやっています。

以上でございます。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 この地産地消の食材購入費で24回とかという数字のあれなのですけれども、これはそうすると、通常の給食の原材料よりも、これを使ったときの原材料というのは、やっぱりちょっと高めになるという、そういうことでこの金額があるということになるのでしょうか。例えば通常のほかの日の給食が100円だとすると、このときのやつについては1回200円になるよとか、その辺のところはどういう感じとかかバランスになるのでしょうか。地元のものだから安く買えているのか、地元のものだから高くなるのか、そのところで、あえてこの地元のを、高いものを購入して生徒に出すよりも、この分の金額を生徒の給食費を免除するような形のほうに回したほうが、1,000万円、有効に使えるのではないかなという、そういう、今回の決算とは関係ないのですけれども、思いがありまして、そこを、ちょっともし分ければ教えていただきたいなというふうに思います。

○横田委員長 教育次長。

○扇田教育次長 地産地消の食材につきましては、やはりちょっと若干高い、通常の市場価格よりも町内のものについては高めに推移しているのが実態でございます。

ただ、この事業につきましては、議員おっしゃられるとおり、これをやめて、一般の給食費を減額するという考え方は、我々教育委員会としましては、やっぱり食育というのは非常に大事で、地元のやっぱり食材をきちっと小さいうちから、七飯ではこういうものを作っているのですよというこ

とで、食育の発展にもつながってまいりますので、そこに力を入れてまいりますので、この食材費につきましては、このまま推移していく考えでございます。

以上でございます。

○横田委員長 あとありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 では、私のほうから一つ、お願いします。

私が民生文教にいたころに、学校給食センターの会計を今の私会計から公会計にするよという話が、たしか平成34年を目当てにとというふうに記憶していたのですが、その話はどうなったのかどうか、ちょっと教育次長、お願いしたいと思います。

教育次長。

○扇田教育次長 公会計への移行ですね。これにつきましては、当初、平成34年ですから令和4年、来年度からやろうということで、いろいろ準備を進めてきたところでございます。今現在、やっていませんけれども、その障がいというのは、やはりシステムに1,000万円近くの費用がかかるということと、あと、公会計にしたことによって、事務の事業が非常に煩雑になります。毎月給食センターについては食材の入札等、やらなければなりませんので、これについて、今の私会計を公会計にしますと、いろいろな人件費、人が足りないとか、事務量が増えていくことで、それへの対策も図っていかなければならないという障がいがございますので、現在のところは、今、検討中ということで、御理解をしていただきたいところでございます。会計の安定してからという話もございましたけれども、そこについては、給食費の値上げも行いまして、現在は安定しているところでございますが、公会計に向けてのいろいろな弊害があるというところで、今、検討中ということで御理解していただきたいと思っております。

以上です。

○横田委員長 ありがとうございます。

以上で、学校給食センターに対する審査を終了します。

教育次長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時54分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

次に、総務財政課長より追加説明がありますので、副町長、総務財政課長が出席しております。

それでは、総務財政課長、お願いいたします。

総務財政課長。

○青山総務財政課長 それでは、決算審査特別委員会で受けた御質問について、その場で即答できず、また、時間をちょうだいし、調査させていただいたことにつきまして、大変失礼いたしました。改めてお詫びいたします。

それでは、田村議員から質問を4点受けておりますので、その内容について、順次お答えいたします。

最初に、1点目の、36協定の締結はしているか、また、会計年度任用職員もその協定に含まれているのかという御質問ですが、初めに、会計年度任用職員を含む一般の地方公務員の勤務時間、時間外労働及び休日労働について説明させていただきたいのですが、一般の地方公務員の場合の勤務時間、時間外労働及び休日労働については、国の人事院規則に準拠し、町の規則においてこれを定めており、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、町の規則も時間外労働の上限時間の設定などを平成31年4月に改正しております。

一方、労働基準法第32条では、民間企業の労働者の労働時間について、1日8時間、週40時間を超えて労働させてはならないと定めており、これの例外規定として、労働基準法第36条に、使用者は、当該事業所について、当該労働組合との協定により、法定労働時間を超えて業務を行わせることができるとした規定となっております。労働基準法は、原則、地方公務員も適用される法律となりますが、地方公務員法第58条において、一部の適用を除外しているものがあり、一般の会計年度任用職員を含む地方公務員は、職員の

時間外労働及び休日労働については、町の規則においてこれを定めるものとなっております。

それでは、町の36協定の内容についてお答えいたします。

町は、昭和56年4月1日に、職員労働組合と、当時、36協定に該当する事業所として、町立保育所、塵芥処理場、給食センター、養護老人ホーム、ユートピア大沼、水道事業、冬期間の除雪業務に従事する職員の7事業所を指定し、職員の時間外労働及び休日労働に関する事項を定めた協定を締結しております。

その協定の中で、延長労働時間の限度は1日3時間、1か月30時間、1年間で200時間とする時間外勤務の上限を定めたほか、休日等労働時間、延長労働時間の制限の特例について定め、協定の有効期間を1年間とし、期間満了前までに当事者のいずれからも異議または変更の申し出がない場合は、さらに1年間更新することとし、以後も同様とするとした協定内容となっております。この間、双方いずれからも異議や変更の申し出がないまま、36協定の内容が見直されず、今日に至っているものであります。

町と職員労働組合との間で締結した36協定は、事業所単位で延長労働時間の限度、休日等労働時間、延長労働時間の制限の特例について定めたもので、事業所に勤務する職員、これは正職員、会計年度任用職員問わず、全ての職員に当てはまるものとなります。

しかしながら、当時の事業所は、現在、委託により、町の職員がいない、または廃止により存在しない事業所もあり、それにかわり、新たな事業所がその後新設されたこと、また、36協定を定めた労働基準法も、平成31年4月1日に改正されたことから、改正後の労働基準法第36条の趣旨にのっとり、36協定の締結対象となる職場については、改めて労働組合と協議をし、上限規制の範囲内で36協定を速やかに締結したいと考えております。

次に、2点目の、最高で月何時間、年間で何時間かと御質問されておりますが、令和2年度の時間外勤務の対象となる職員の勤務状況を集約した結果、職員が行った一月での最高時間は143時

間、1年間の最高時間では722時間の時間外勤務の状況となっております、これについては、町の規則で定めた上限時間を超えていることから、令和3年度はこのような状況を是正するため、各所属の担当課長には、職員の時間外勤務の状況を把握させることとし、各課において必要な勤務体制の整備と、職員の健康管理の取り組みを強化したいと考えております。

次に、3点目の、管理職の法定外労働時間の把握はどうしているかという御質問になりますが、これまで管理職の労働時間の把握については、時間外勤務の対象とはなっていないため、その実態を調査したことはなく、通常的一般災害の対応や選挙事務の従事、各課で行われる休日等を含む諸行事の開催に対して、管理職員特別勤務手当が支給されることから、その対応した時間の把握にとどまっているのが現状であります。

しかしながら、国の働き方改革の一環として、労働安全衛生法の改正が行われ、平成31年4月から、一般職のほか、管理監督者である管理職の労働時間の把握も必要となり、この改正に伴い、町の職員の労働時間の把握が一元的に管理された内容での把握が必要となっております。現在、町では、タイムカードによる記録、または出勤簿の記録により、職員の出勤、退庁を確認することはできますが、今後は、さらにこの内容を容易に確認、管理することができる方法を検討してまいりたいと思いますので、その点について御理解願います。

最後に、4点目の、労働安全衛生委員会の開催状況を御質問されておりますが、これまでの委員会の開催状況については、過去5年間で、平成28年度、平成29年度、令和元年度に各1回開催しておりますが、平成30年度、令和2年度は開催できずにおり、委員会を開催した際の議題については、いずれの年度も職員のストレスチェックの結果、次年度のストレスチェックの実施について議論しており、令和元年度は、健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策について委員会を開催しております。委員会の開催状況としてはまだまだ不十分であると認識しておりますので、今後は定期的に開催し、議員からの質問や、今回、改めて追

加要求資料でありました職員の時間外労働、職員健康診断の結果、検証などを議題に含め、職員の安全と健康を確保するための効果的な安全衛生委員会を開催したいと考えておりますので、御理解願います。

また、追加要求資料としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業に係る財産の買入れ契約80万円以上及びその他の契約80万円以上で、総務財政課の資料では、この財産買入れ契約80万円以上の状況の3件となっております。

以上、説明となります。

○横田委員長 ありがとうございます。

質疑はありますか。

田村委員。

○田村委員 今、説明いただきましたけれども、これは36協定については、昭和56年、町内の役場の関連の事業所7事業所とやっている。そして、当時は臨時職員という名称でしたけれども、現在の、去年あたりでしたかね、会計年度任用職員という名称が変わってきている。こういう名称が変わって、見直し、そうすると、今はしていない、現行、見直し、毎年更新という話でしたけれども、きちっとした見直しがされているかどうか、まず1点。

それから、二つ目の、時間外の時間数でありますけれども、これ、率直に言えば、法令違反という話になってしまうと思うのですけれども、そこら辺の見解をお願いしたいと思います。

それから、管理職の把握ですけれども、これについても、今まで心疾患だとか、あるいはその他の疾病、あるいは亡くなられたという、そういう中で、これ、もし公務災害という話であれば、把握していない中では、受けて立てないというか、そこら辺の、これからやりますは分かるのですけれども、これであれば、やはり役場に勤務している職員の労働環境というのは非常に問題がある、一部法令も違反している。こういう中で進めているというのは非常に大きな問題になるのではないかと思います。

安全衛生委員会、これについても、5年間の中で、28年、29年、元年については1回、30

年、2年については、ストレスチェック、分かれますけれども、まず36協定のきちっとした労働条件の整備というのが、まず私は必要でないかと思うのです。やはり職員の働く環境と、プラス職員の健康、自ら健康管理も大事ですけれども、職場環境をきちっとするというのは、やはり町長の責任だと思うのですよね。

そういう意味では、今の説明では、なかなか見直しや、それから時間外労働143時間、年間722時間というような、基準を超えているような、端的に言えば法令違反しているような働き方、こういったようなものは、やはり早急に是正していかなければ、やはり根源は公務災害に私になるのではないかと。極端に言えば、多くの職員がその犠牲になってきたのではないかとと言われても否定はできないのではないかと思います。そういう意味では、もう一度そこら辺のきちっとしたあるべき姿の考え方といいますかね、そこら辺をもう一度お願いいたします。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 それでは、私のほうから答えられる部分についてお答えいたします。

1点目の、36協定の見直しはきちんとされているのかというのは、こちらは先ほど説明したとおり、今は法律が変わっておりますので、これは今後、きちんと毎年度、見直ししていかなければならないものとなっておりますので、それについては、今後、見直ししていきたいと、また、その準備も進めていることから、これはそういう体制に向けて整備していきたいと思っています。

また、会計年度任用職員については、その事業所単位で指定するものですから、国は職員、会計年度任用職員問わず、その事業所について、その人数、その人数が、今までは36協定でうたっていた人数と、ちょっと大幅にずれておりますので、その内容の人数も見直ししたりして、新たな36協定を労働組合と協議して締結してまいりたいなと思っています。

また、2点目の、時間外時間数で法令違反になるのではないかとということでありましたけれども、1点目の、一月につき143時間、町の規則では超えているということになりますけれども、これ

については、町の規則でも、一般の一般職については年間で360時間、一月45時間で、二つ目に、他律的業務といたしまして、自分の業務はもう決まっている、自分の中では、これを素早く解決しなければならないような業務については、さらに時間数が延長されてきて、月100時間、また、年間720時間、またさらに、この特例業務としまして、例えばこれは大規模災害の対応や重要な法令の立案、公務の運営上に真にやむを得ないと認められるものについては、それを超えて行うことができるということになります。

この143時間については、前年度、特別定額給付金の給付事業がありまして、5月中に、早く申請者に対して現金というか給付金を支給したいということで、この時間、月のみだけ、その人数が重なってしまったということになります。

また、年間のほうについては、2時間超えておりますけれども、これについては速やかに是正したいと思いますので、これはその質問を受けてから、所属の担当課長と協議して、これは改める方向で、今現在、見直しというか、もう既にその見直しを進めていきたいと考えております。

3点目の、管理職の公務災害となった場合、これまで確認していないということですが、今現在、管理職については、時間外というか、そういう把握は、今までの法律であれば、しなくてもいいと言ったら変ですけども、望ましいというような内容の整備だったものですから、今後、平成31年4月の法改正に基づいて、次は管理職も含めた全ての職員について、実際の労働時間数を把握しなければならないことになりましたので、今の状況では、タイムカードの記録や出勤簿の整理だけでは簡単に、容易にちょっと把握しづらいものですから、これを簡単に、容易に確認もしくは管理できるようなことを検討してまいりたいなと思っております。これについても、今は、例えばパソコンとか、いろいろな方法がありますけれども、職員一人一人に、例えばカードを持たせて、ICカードを持たせたりして行う管理システムや、そういうものの提案も受けておりますので、これで実際の出退管理というのですか、これにできるのかどうかというのを検討してまい

りたいなと考えているところでございます。

4点目については、労働安全衛生委員会の関係ですけれども、これは議員が御指摘したとおり、これについては、今まできちんとされていなかったというのが現状ですので、速やかにこれも題材を決めて定期的開催できるような形で、検討というか、すぐにでもやりたいと思っておりますので、この点について御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○横田委員長 よろしいですか。

副町長。

○宮田副町長 るる、今、総務財政課長のほうから、実態としての報告といたしましうか、申し述べさせていただきましたけれども、私はトータルというような、今後の考え方として、まず、いずれにしても、公務災害につながるような長時間の勤務といたしましうか、時間外というのについては、それについては否定できないなど。実態として、探したら、やはりそれだけのちょっと過酷な労働時間をしているところというのを、現実問題、目の当たりにいたしまして、今後、それについては改めていかなければ駄目だなど。

その点を踏まえまして、今後の方向というようなことではございますけれども、まず一つは、労働安全衛生委員会というのは、必ずつくらなければ駄目だというようなことがございます。その部分で、実態把握にまず努めていくというような形、職員の意見を、できるだけその職場の意見といたしましうか、問題点だとか、そういうものをお聞きして、改善をしていくというような、それを定期的に、年何回というのは、ちょっと今現在のところ、なかなかお知らせできませんが、数回、開いていくような形の中で進めていきたいなと思ってます。その中で、今の時間の部分だとか、例えば職員数の配置の問題だとか、どのくらい負担になっているのかとか、そういうのをトータルして改めてまいりたいなと思ってございます。

まず第1点に、労働安全衛生委員会のほうについては、まず職場環境の部分について改善をしていかないと駄目だというような部分もあります

し、それに伴って、職員の健康管理もしていかなければ駄目だと。そのためには、当然、時間外、労働時間については重要な問題になってきますので、そこを通じて、前に前に進んでいきたいのかな、職員を守っていきたいと考えておりますので、その点、御理解いただきたいなど。

一つ、また今、私もこういう問題を受けて考えたと言ったら、もうちょっと遅いのではないかという話になりますけれども、先ほどの働き方改革の中で問われた問題は、民間企業のブラック企業というようなものが背景にあって、働き方改革が改善になってきた。そのときに、そのあたりをびんときて、私どもも対策をとればよかったですのですが、言われて初めて実態を把握してというような部分、十分反省をしているところでございます。

それに伴って、今後の話の部分として、具体的な話としまして、まず一つは、36協定に関しては、現業職はもちろん締結していきながら見直しをしていかなければ駄目なの一つです。あと、公務員の一般職と会計年度任用職員についても、その労働の環境を改善するために、できれば、ちょっと組合との協議になりますけれども、包括的な協定の仕方もできるのではないかというような形のもので、ちょっと検討をしてございます。その上で、法的のやってくると、職員も安心して働ける、安心してこういう問題を提言できるというような形の、そういうような言いやすい空気といいたいでしょうか、そういう申し述べることができるような雰囲気はこれからも努めていきたいなと思っておりますので、そのように改善をしていきたいということで、御理解をお願いしたいと思います。

私のほうから以上でございます。

○横田委員長 あとございますか。（発言する者あり）

若山委員。

○若山委員 見直しをされるということで、よろしくお願ひしたいなと思っておりますけれども、現在の職員の時間外対応の仕事の仕方について、例えば今日、1時間、時間外しますとかという、課長に報告するとか、どういう形で時間外するような形になっているのかなど。ただ好きなように時間外

をして、1か月後に締めて、時間外手当の申請をするというような、そういう形なのか、その辺のところ、どうなのでしょう。会社によっては、時間外をするということで、許可をもらって、それで時間外をするとかという厳密なところもあったり、課長が先に帰らないとか帰るとか、何かいろいろあつたりするのですけれども、今現在、時間外をするとかというのは、何か特別な手続というか、そういうものなく、やった分だけ時間外手当を払うという、ただそれだけのものになっているということなのですか。そこのところ、実態をちょっと教えてください。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 職員の時間外手当の申請につきましては、まず、どのような業務について時間外手当ができるというような形の、まずその業務が定められているものと、また別にそれに対応しなければならない業務、新たな業務というものもありますし、また、時期的に決まっている、例えば賦課の時期とか、確定申告の時期、もしくは、財政でいうと決算の時期というような時期というようなときに決まっているものですから、それを計画的に、例えば1週間単位で、この週で、この日からこの日まで、何時から何時までというような計画書というのですか、時間外計画書をまず所属の担当課長のほうに出して、その内容について審査して、審査というか、定型的に行われるものもありますから、その内容と時間について許可し、それが総務財政課のほうに回ってきて、それを承認するというような一連の流れの手続で行われております。ですので、その集約結果については、最終的には総務財政課に集まりまますけれども、年間、その職員が何時間やったかというものについては、その職員に、例えば給料という形で出てくる、その明細書の中に時間数とかも明記されておりますので、そのような形で、職員が行った時間、もしくは職員が行おうとする時間については、あらかじめ確認と承認が行われるというような形になります。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 すみません、ちょっと詳しく過ぎてよ

く分からなかったもので、要は時間外をするときには、時間外をしますよと、1週間分も、この日、こういう仕事があるので、時間外しますよということで申請して、それに基づいてやっているというようなことでよろしいのかどうか、お願いします。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 そのとおりでございます。

○横田委員長 あとありませんか。

平松委員。

○平松委員 委員長にお尋ねしますが、月曜日の聞き取りのときに、大中山小学校にプロパンを納入している件で、今回、答弁することになっていたと私は思っていたのですけれども、それは入っていないのですか。教育委員会と、何か答弁がちょっと違ったので、何かまたその件、答弁すると言ったような気がしたのですけれども、違いましたっけ。委員長、どうでしたっけ。

○横田委員長 ちょっと暫時休憩します。

午後 4時20分 休憩

午後 4時22分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

質疑ありますか。

平松委員。

○平松委員 追加資料いただきました。月曜日パーティションのことでお尋ねをした、そのことだと思うのですけれども、結局、地方創生臨時交付金の明細の中に、総務財政課の中で17項目あって、これのほかにまた追加が出てきたと思うのですけれども、お尋ねします。前にいただいた資料の①がこのパーティション等、214万9,000円、これの契約が令和2年の7月6日契約と。今出てきたスクリーンパネルというのは、これまたパーティションとは違うということなのです。金額も違うし。ただ、日付は一緒なのですけれども、これはどう見たらいいのですか。ちょっとこの説明をお願いしたいなと思います。結局、⑩の部分、96万5,000円と書いていますよね。これが2番目のところの透明パーティションのことだと思うのですけれども、それ

から、非接触測定カメラ、これが15番で561万円と出ているので、だから①の分が出てきたのだけれども、数字が合わないということの説明をお願いしたい。

それと、物品納入業者だということで、課長の説明では、いろいろ聞いたけれども、入れられる業者がここしかなくて、ここに頼んだという、たしか答弁だったと思うのですけれども、選考業者のところは1社しかない。でも、これは後になっていきますけれども、ほかは3社ぐらいに声をかけた中で、どうやったのか知らないのですけれども、入札なのか見積りなのか、そういうやり方をしていると。この辺が、何か説明をもう少しするように伺っていたと私は思っていましたけれども、そこら辺の説明はないのですかね、今日。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 お答えいたします。

こちらの、議員さんがお手元に持っているものについて、説明といたしますか、聞かれたときに、これにかわる資料の要求として、今、提出しました、総務財政課で提出した財産の買入れ契約、80万円以上を出すということになったという経過でございます。これを1件1件ということではなくて、財産の買入れ契約については80万円以上で、その他の契約については80万円以上ということなので、これが1件ずつの契約について提出したものがこの資料で、この1番については、等になっていますので、何点かまとめて、この144万4,000円ですか、をまとめて、何点かをまとめたものが、この1番の記載されているということになります。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 何点かまとめて、業者は同じということなのでしょう。だから、最初にもらっている資料の、交付金の実績表に載っかっているのがトータルの数字ということですよ。これはそのうち144万円が、ほかというものが入っているという説明ということでもいいのですか。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 はい、そのとおりでございます。この214万9,000円の中には、細か

く7点程度含まれておりまして、これはそれぞれ10万円に達しないものとして、そういう金額が含まれておりますので、そちらのほうに固めて記載しているということになります。なので、業者についても、これは1社ではなくて、複数業者ということになります。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 前回、月曜日に説明受けたときには、214万9,000円が七飯ガスさんだという説明ではなかったということですか。中川ガスさんのほかにも214万9,000円の差額分を入れた80万円以下の業者さんがいるという説明を今したということですか。確認です。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 そのとおりでございます。214万9,000円の中に8業者ありまして、これで今回、すみません、8というか複数ありまして、今回、214万9,000円の内訳の中から、80万円以上に該当する購入契約として、この一つが抽出されて、ここに記載されたということになります。

以上です。

○横田委員長 平松委員。

○平松委員 社名からいくと、なかなか物品の納入業者であることには間違いはないのしょうけれども、ガスに関わらないものを入れるということに対して、この間も、例えばサッシ屋さんとか大工さんとか、そういうところから見積りをとるべきでないかという質問をしましたら、とにかく、聞いたら、ここしか入れれないのだという、簡単に言えばそういう御答弁だったと思うのですよね。そういうふうになると、普通のものを入れるときというのは、こういうものを入れてもらいたいという条件を出して、それで相手からそれに対する見積りだとか何とかをもらった上で、判断をするはずですよ。だから、それが出せませんかという話も、たしか私、したと思うのですけれども、それ、残ってないですか。

○横田委員長 暫時休憩。

午後 4時29分 休憩

午後 4時35分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたします。

あとありますか。

田村委員。

○田村委員 今のやりとり聞いていて、私、ちょっと分からなくなったのですが、この財産の関係で、ちょっと確認したいのですが、置き型透明スクリーンパネルとありますけれども、144万4,300円、このスクリーンパネル、何枚か分かりませんが、このスクリーンパネルだけで144万円の金額がかかったという、そういう解釈でいいですね。

それと、もう1点は、このスクリーンパネルはどこに設置したか、ちょっと参考までに教えていただきたいのですが。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 この置き型スクリーンパネルの購入枚数は、起立時使用タイプで52個、着席時使用タイプで26の、合計78枚で、各庁舎、1階、2階のカウンターなどに、もしくは会議用のテーブルなどに置かれているものと思います。

以上です。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 具体的な場所でいきますと、総務財政課の執務室、税務課、確定申告関係、住民課、大沼出張所、大中山出張所、環境生活課、福祉課、健康センター、アップル温泉、子育て健康支援センター、保健センター、あと、商工観光課、農林水産課のカウンターなど、そういうところで、大きいものについては52か所、小さいものについては税務課の、もしくは確定申告関係で使うもの、出張所の座るところ、福祉課、子育て健康支援課なども含めて、トータルで26枚ということになります。

以上です。

○横田委員長 田村委員。

○田村委員 私、聞きたかったのは、大小あるのしょうけれども、要するに合計130枚でなくて、78枚と26枚。

○横田委員長 52と78。

○田村委員 52と78。(発言する者あり)

合計で78ということね。なるほど、分かりました。同じ、大小あるかも分からないけれども、同じスクリーンパネルだということなのですね。そういうことですね。分かりました。

○横田委員長 よろしいですか。

○田村委員 いいです。

○横田委員長 あとありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 そうしたら、私のほうからちょっと。この財産の買い入れ契約のところ、ちょっと分からないので教えてほしいのですけれども、3社ともあるのですけれども、納期というのは、契約したときの納期のことをいうのか、それから、契約は契約日、検収はものを納めた日をもって検収というふうなのか、支払い命令はあくまでもお金を払った日という考え方でいいのですか。

総務財政課長。

○青山総務財政課長 こちら、納期については、まず契約書に記載された納期でございます。

次に、下に検収年月日が入っていますけれども、こちらは実際に納品されて、検収確認をした確認日ということになりますので、実際に入ったのは7月27日というか、検収年月日をされた日以前か、その日ぐらいだと思います。

以上です。

○横田委員長 ということは、もう1回、そうしたら、当然、納期の前に皆さん納めているから、こういう納めた日ということで書いていて、中には納品して検収した日にすぐ支払い命令を起しているということでもいいのですよね。

総務財政課長。

○青山総務財政課長 ちょっとこちらで今確認しましたら、ナンバー2の透明パーティションの日付が全部何か納期も、いいのです、ごめんなさい、すみませんでした。納期については、契約書に書かれた納期の年月日で、検収年月日については、実際にものが入って、検収確認をした日になります。その後に支出命令が行われますので、例えば2番目については、検収されてすぐに支出命令を行った、もしくは3番目についても支出命令を行ったというような日付の扱いになります。

以上です。

○横田委員長 分かりました。ありがとうございます。

あとございませんね。

若山委員。

○若山委員 すみません、ちょっと確認です。今、追加資料で出てきたのが、置き型透明スクリーンパネルで144万円なのですけれども、政策推進課が作った総務財政課のパーティション等214万9,000円、窓口パーティション83枚ということで、契約、7月6日、納品、7月28日になっていて、この144万円のほかに、パーティションを購入しているところがあるということですか。ここ以外で購入できないとか何か言っていたような気がするのですけれども、その辺の、この資料との数字の差額はどうなるのですかね。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 この窓口パーティション83枚、こちらの検収のほうでは78枚で、残り5枚については、議場についているそのパーティションになります。あと、窓口仕切りパネル10枚、これはほかの業者、すみません、間仕切りパーティション、これは大型のパーティションで、別に納入されたものになります。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 そうすると、何か所か購入するところがあつたということですか。大きさによって売っているところが違うとか、何かここにあるとおり、随契で、こしかないという、そういうようなことでこの説明をされていたのだけれども、ほかからも購入するのがあるということであれば、当初の説明と食い違わないのかなという、説明がちょっと違うのではないかなという気がするのですけれども、どうでしょうか。ほかからも同じ日に買っているというか、契約しているというのがあるのですけれども。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 こちら、214万9,000円としてまとめさせていただいたのですけれども、この中には、5品目程度含まれて、これはこの用紙の関係上、まとめて記載されたということ

になって、その下の、例えば間仕切りパネルというものについては、大型の防災のパネルで、普通の既製品と言ったら変ですけども、よく移動型のこういう仕切りのFKEパネルみたいなものの購入になっております。ですので、この記載の仕方では、まとめてこちらのほうに記載させていただいているものですから、内容についてはまた別なものとなっております。

以上です。

○横田委員長 若山委員。

○若山委員 何度もすみません。この窓口パーティション83枚となって、さっき78枚とかと、5枚の差があつて、だからそれは別なところから買って、売っているところが複数あるということにならないのかなということですけども、確かに何々等と言っているの、別なものも一緒にこの金額に入っているのかもしれないので、ちょっとこれだけでは何とも言えないのですけれども、購入する場所が複数存在したのではないかなというのがこれでうかがえるのですけれども、それは間違いなく急いで買うにはその1社しか手配できなかったのだということで、そういう説明で間違いのないわけですか。

○横田委員長 総務財政課長。

○青山総務財政課長 置き型スクリーンパネルについては78枚、残りの5枚につきましては、今、先ほど言いましたように、それについての5枚で、これについては同じ業者から購入しております、このパーティション。(発言する者あり)

○横田委員長 よろしいですか。

あとありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 以上をもって質疑を終わります。

以上で、総務財政課に対する審査を終了します。

副町長、総務財政課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4時46分 休憩

午後 4時47分 再開

○横田委員長 休憩以前に引き続き、再開いたし

ます。

この会議、延長させていただきたいと思いません。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 以上で、各課の聞き取り調査は全て終了しました。

これより、町長への総括質疑を行うかどうかを決めたいと思います。

皆さんの御協力により、事前に総括質疑の一覧が作成できております。この一覧を拝見しますと、総括質疑を行うということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 何か御意見ありませんでしょうか。

では、行うということで進めたいと思います。

それでは、町長への総括質疑事項について、確認していききたいと思います。

皆さんのところに出ていると思いますけれども、全部で結構出てきています。

まず、峠下2号線について、温浴施設の建設を前提に改良工事が進められた峠下2号線であるが、温浴施設の着工が大幅に遅れている。時期を誤ったのではないか。

次に、ふるさと納税について、返礼品等のヒアリングを行ったが、今年度は3倍に増額するとは思えない。

3番目、道の駅の借地契約について、土地の購入を交渉しているということで、交渉記録の提出を求めたが、応じてもらえなかった。これでは本当に交渉しているかどうかを確認できない。

4番、道の駅の指定管理者及び隣接のレストランの決算内容等について、指定管理者に対して売り上げ等の内容についてのヒアリングが弱いのではないか。委託内容にないので、細かい売り上げの内容や経費の内訳について確認できないことであった。隣接のレストランについては、決算内容を把握しようともしていない。これで道の駅地区の連携した運営が可能なのか。

次、裏のページにいきます。

5番目、大中山小学校の暖房について、方式の決定過程に疑義があり、当初の見込み金額と差が

大きいことへの対応がなされていない。プロパン購入に関して、随時契約を見直していない。

6番目、道の駅借地について、オープン当時から町長は借地契約をできるだけ早く解消したい旨を述べているが、対応過程を開示していない。

7番目、コロナ対策の備品購入について、納品方式を決めた理由が、納入の可否を上げ、随意契約とした。発注情報が事前に出ていることは問題だ。

次のページ。

8番目、用地購入について、必要だと購入した土地がいつまでも未整備なのは問題だ。

9番目、非常に残念であるが、職員の心疾患等の傷病や、（発言する者あり）疾病、すみません。や、死亡が続いているが、職員の勤務状態や健康管理について、どのように把握し、指導しているのか。

10番目、実質単年度収支が5年以上赤字が続いているが、これは基金のカット（取り崩し）が原因なのは明らかである。身の丈に合った財政運営というものをどう理解しているのか。

11番目、昨年の決算委員会に指摘したが、平成27年度の道路整備完了について、16件買収し、工事完了は1件、15件は未完了である。本年度もこの状況は進んでいない。町民の税金で買収し、地域の福祉向上に6年も完了していないのはなぜか。

最後、庁内の各担当各課によって、同じLPガスの購入方式が異なっている。大中山小学校ではCPMB連動価格を採用し、大中山出張所、大中山学童保育の複合施設は2か月に一度、消費者協会が出している参考価格をもとに決定する方式を採用している。庁内ではマニュアル化する考えはないか。また、大中山小学校のLPガス購入を随意契約で行うのは無理である。今後どのようにする考えがあるか。

以上であります。

ここに付箋が8枚ついていますが、大体似たようなところがついているので、その辺をまとめてもよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○横田委員長 では、どういうふうにまとめてい

くかということですが、まず最初の峠下2号線について、温浴施設の建設を前提に改良工事が進められた峠下2号線であるが、温浴施設の着工が大幅に遅れている。時期を誤ったのでないか。これについていかがですか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○澤出委員 ただ、1点、ちょっと気になるのが、課長のほうでも説明あったとおり、あくまでも理事者側は、改良工事が進められたのは温浴施設が前提ではないということを述べているので、ここを追っていくのは、本当に繰り返す言になってしまうのではないかなと思っていますけれども、ただ、着工が遅れたということに関しての、時期を誤ったというのは追えるのですけれども、この一文の中で、前提に改良工事というのは、もう否定しているので、この辺のところ、どうなのでしょうということ。

○横田委員長 ただいま澤出委員から、前提というのは違うのではないかというふうに出ているのですが、いかがですか。

若山委員。

○若山委員 これは予算審査委員会の中とかで、明確に温浴施設ができるということで進めるというような話があったように記憶しています。だから、その後の説明が、別に温浴施設関係なく、交通事故が何件あったとか、そういう話になってきているのですけれども、明らかに峠下2号線のときの温浴施設がどうだとかということを前提に説明した上で、この事業をやるのだという説明をされていたと思うのですけれども、その後、説明は変わっていますよ。温浴施設関係なく、道路を見直すのだというようなことでしたけれども、予算審査のときは、温浴施設を前提に、それを説明した上で、その出入りに道路をという話があったので、間違いではないとは思いますが、

○横田委員長 ただいま若山委員からは、予算委員会とかのときにそういうふうにお話しているのだから、よろしいのでないかというのですけれども、いかがですか。

そうしたら、そういうふうな書き方のほうが、予算委員会等でも、当初は、どこに当初を入れるのですか。一番最初に。

今、暫時休憩中。

暫時休憩いたします。

午後 4時57分 休憩

午後 5時53分 再開

○**横田委員長** 休憩以前に引き続き、再開いたします。

町長総括につきましては、先ほど言ったように、4番以外は、皆さんと協議した結果、それで意見が合いましたので、4番については、委員長、副委員長、事務局で対処させていただきたいと思います。

お諮りいたします。

本日本定していた審査は全て……。 (「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり)

田村委員。

○**田村委員** 今回、資料要求、商工観光課の所管分、要求して、上がってきたのですけれども、新しい生活様式対応補助金一覧表、上がってきたのですけれども、これについて、事業所名が黒く塗られているということで、事業所名もはっきりしたものを私は要求したいのですが、よろしくお願ひします。

○**横田委員長** ただいま田村委員から、商工観光課からいただいた書類に事業所名が入っていないということで、事業所名の入ったものに差し替えていただくということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**横田委員長** よろしいということで、ではそれ、あした提出するようにお話しします。

本日、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**横田委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了いたします。

次回の委員会は、17日、金曜日の10時から、町長への総括質疑を行います。

御苦労さまでした。

午後 5時56分 散会

